

(案)

第2次太子町男女共同参画推進計画

令和2年度～令和11年度

改訂版

だれもが互いに尊重し合い
参画する和のまち“たいし”



令和●年●月

大阪府太子町

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
第2章 計画の基本的な考え方.....	5
1. 計画の位置づけ	5
2. 計画の期間	5
3. 計画の策定方法	6
4. 基本理念	7
5. 基本目標	8
第3章 男女共同参画社会に向けた現状と課題.....	10
1. 人口・就労の状況	10
2. 住民意識実態調査の主な結果	12
3. 関係団体ヒアリング調査の主な内容	26
4. 第2次計画<改訂版>策定にあたってのポイントの整理	27
第4章 施策の基本方針と計画の推進	32
1. 施策の体系	32
2. 施策の内容	34
基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	34
基本目標2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 【女性活躍推進計画】	38
基本目標3 男女共同参画によるまちづくり【女性活躍推進計画】	40
基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備 【困難女性支援基本計画】	43
基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【DV防止基本計画】【困難女性支援基本計画】	49
第5章 計画の推進体制	53
1. 庁内推進体制の充実	53
2. 国や大阪府とのパートナーシップによる取組の推進	53
3. 地域住民、事業者、関係諸団体と連携した取組の推進	53
4. 計画の進捗管理・評価の推進	54

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の形成にあたっての基本理念と、国や地方公共団体及び国民の責務が示されました。その前文では「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明記されています。

平成20年1月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、市町村において被害者保護の基本計画を策定することが努力義務となりました。また、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、豊かで活力ある社会の実現に向けて、女性の活躍が期待されています。

本町では、平成20年8月に「太子町住民意識実態調査」を実施し、平成22年3月には令和2年までの10カ年を計画期間とする「太子町男女共同参画推進計画」を策定し、「男女一人ひとりが自立し 対等に参加・参画する新しい社会の創造」を基本理念に、男女共同参画社会の形成に向けて取り組んできました。

令和2年3月に「太子町男女共同参画推進計画」の期間が満了することから、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、大きく変化する社会や家庭の状況を踏まえ、「第2次太子町男女共同参画推進計画」を策定しました。

こうした中、令和6年に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されるなど、社会情勢の変化等を踏まえた内容に見直し、さらに計画を推進していくため、第2次太子町男女共同参画推進計画改訂版（以下、「本計画」という）を策定するものです。

なお、策定にあたって、本計画の一部を「女性の職業生活における活躍についての計画（市町村推進計画）」および「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な計画（市町村基本計画）」、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に位置づけます。

2. 計画策定の背景

【1】世界・日本の動き

わが国においては、国際社会の動きとも連動しつつ、男女共同参画社会の実現に向けた取組が推進されています。

国連婦人の十年	世界の動き		日本の動き	
	国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	1975(S50)年	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
		1977(S52)年	「国内行動計画」策定	
	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	1979(S54)年	「女子差別撤廃条約」署名	
	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「夫人の地位 向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1985(S60)年	「男女雇用機会均等法」公布 ※1997年, 2006年, 2016年改正 「女子差別撤廃条約」批准	
		1987(S62)年	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
		1991(H3)年	「育児休業法」の公布	
	国際人口開発会議（カイロ）行動計画採択	1994(H6)年	男女共同参画室・男女共同参画審議会（政令）・男女共同参画推進本部設置	
	第4回世界女性会議 - 平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	1995(H7)年	「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」へ改正 （介護休業制度の法制化） ※2009年, 2016年, 2017年, 2019年, 2021年に改正	
		1996(H8)年	「男女共同参画2000年プラン」策定	
		1997(H9)年	「介護保険法」公布 ※2005年, 2008年, 2011年, 2014年, 2017年改正	
		1999(H11)年	「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	2000(H12)年	「男女共同参画基本計画」閣議決定	
		2001(H13)年	男女共同参画会議、男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ※2004年, 2007年, 2013年, 2014年, 2019年, 2023年に改正	
		2003(H15)年	「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
	国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	2005(H17)年	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定	
		2007(H19)年	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ※2010年改定	
	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	2010(H22)年	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	
	UN Women正式発足	2011(H23)年		
		2012(H24)年	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	
	国連「北京+20」記念会合（第59回国連女性の地位委員会（ニューヨーク）） 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択*	2015(H27)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ※2019年改正 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	
	G7伊勢・志摩サミット「女性の能力階下のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WIINDS）」に合意	2016(H28)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 ※2022年改正	
		2018(H30)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ※2021年改正	
	W20日本開催（第5回WAW!と同時開催）	2019(R1)年		
	国連「北京+25」記念会合（ニューヨーク）	2020(R2)年	「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 ※2023年一部変更	
		2021(R3)年		
		2022(R4)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立	
		2023(R5)年	「性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行	
		2024(R6)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	

*目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

【2】大阪府の動き

大阪府では、昭和56年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を策定し、昭和61年に「女性の地位向上のための大阪府第2期行動計画～21世紀をめざす大阪府女性プラン」を、平成3年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画－女と男のジャンプ・プラン」を策定しています。平成9年には、北京行動綱領などを踏まえて「新 女と男のジャンプ・プラン」を策定して施策の推進に取り組んできました。

平成10年には、大阪府附属機関条例に基づく「大阪府男女協働社会づくり審議会」（平成14年に「大阪府男女共同参画審議会」に改称）を設置しています。

平成13年7月には男女共同参画社会基本法に基づき、「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」（平成18年改訂）を策定するとともに、平成14年には府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を施行しました。

平成23年に「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」、平成28年に「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」、令和3年に国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、大阪府男女共同参画審議会の答申（令和2年8月）に基づいた「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」を策定しました。

令和6年には「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（2024-2026）」を策定し、困難な問題を抱える女性への支援施策を推進しています。

【3】太子町の動き

太子町では、平成8年に「太子町女性政策推進本部」および女性政策担当部局を定め、平成10年に「太子町女性プラン（女性行動計画）」を策定し、女性政策の総合的な推進に努めてきました。

平成20年には、住民意識調査を実施するとともに「太子町男女共同参画推進計画懇話会」を設置し、男女共同参画社会基本法及び「第4次太子町総合計画」に基づき「太子町男女共同参画推進計画」を策定しました。「～男女一人ひとりが自立し 対等に参加・参画する新しい社会の創造～」を基本理念とし、本町における男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

平成26年には「太子町男女共同参画推進条例」を制定し、町、住民、教育関係者および事業者と連携、協力して、男女共同参画のまちづくりに取り組むこととしています。

令和2年には「第2次太子町男女共同参画推進計画」を策定し、計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な計画（市町村基本計画）」及び「女性の職業生活における活躍についての計画（市町村推進計画）」に位置付けました。また、令和3年には「第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン」を策定し、すべての住民が等しく人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでいます。

令和3年には「第5次太子町総合計画後期基本計画」を策定し、住民の誰もが性別にかかわらず互いに尊重し合うように、性の区分にとらわれない学習や個性を尊重した教育、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現に向けて取り組むとともに、安心して暮らすことのできる環境の整備、あらゆる暴力・ハラスメントを根絶などに向け取り組んでいます。

第2章

計画の基本的な考え方

1. 計画の位置づけ

- 本計画は、本町における男女共同参画社会の実現に向けた行政運営の基本指針となるものであり、「太子町男女共同参画推進条例（第10条第1項）」に基づき策定し、「第5次太子町総合計画」を上位計画とする、本町の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法（第14条第3項）」に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- 本計画の一部は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）（第2条の3第3項）」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な計画（市町村基本計画）」として位置づけます。
- 本計画の一部は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（第6条第2項）」に基づく「女性の職業生活における活躍についての計画（市町村推進計画）」として位置づけます。
- 本計画の一部は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）（第8条第3項）」に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」として位置づけます。

なお、本計画の策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」などを踏まえるとともに、本町の各関連計画との整合性を図ります。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は令和2年度を初年度とし、令和11年度までの10か年とします。また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行います。なお、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、令和6年度に中間見直しを行いました。

3. 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、男女共同参画推進懇話会からのご意見をいただくとともに、住民意識実態調査や関係団体ヒアリング調査、パブリックコメントの実施により住民の皆さまの意見を聞き、反映に努めました。

住民意識実態調査の概要

調査対象	太子町在住の18歳以上の住民1,000人（住民基本台帳より無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和6年7月17日から令和6年7月31日まで
配布数	1,000件
有効回収数	358件（有効回答率35.8%）

関係団体ヒアリング調査の概要

困難な問題を抱える女性に関する実態を把握するため、関係団体にヒアリング調査を行いました。

4. 基本理念

平成22年3月に策定した「太子町男女共同参画推進計画」では、「男女一人ひとりが自立し 対等に参加・参画する新しい社会の創造」を基本理念として掲げ、太子町における男女共同参画社会のさらなる推進に向けた取組を進めてきました。このたび、第2次太子町男女共同参画推進計画では、これまでの町の歩み、また今後本町が対応すべき課題を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

だれもが互いに尊重し合い参画する和のまち “たいし”

住民のだれもが性別にかかわらず互いに尊重し合うように、性の区分にとらわれない学習や個性を尊重した教育、仕事と生活の調和の実現に向けた取組、安心して暮らすことのできる環境の整備、あらゆる暴力・ハラスメントを根絶するまちづくりに参画する太子町をめざします。

また、本町では、今も息づいている聖徳太子の精神風土をまちづくりに活かす、和のまち“たいし”をめざしています。ここでいう「和」とは、お互いの違いや立場を認めつつ、支え合いながら、多様な主体が参画し共通の目標をもってまちづくりの実現を進めていく「協働」のあり方をさしています。

5. 基本目標

基本目標1. 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等観を形成していくことが必要不可欠となります。そのためには、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、対等な関係を築いていくための意識をもつことが重要です。

男女共同参画の実現に向けて、男女平等についての啓発活動や教育、性の多様性に対する理解の促進に取り組めます。

基本目標2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

【女性活躍推進計画】

男女がともに、家庭と仕事、地域での生活を充実させることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざす必要があります。国の「第5次男女共同参画基本計画」においても、「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」がめざすべき社会の1つとして挙げられています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識の解消や、育児・介護等をしながら働き続けることができる環境づくりに取り組めます。

基本目標3. 男女共同参画によるまちづくり

【女性活躍推進計画】

あらゆる分野において男女共同参画を実現するためには、政策・方針決定の場への女性の参画を推進していく必要があります。また、地域活動や社会活動の場において、男女がともに活躍できる環境づくりも重要な視点となります。

審議会委員等への女性の参画の促進、町における女性職員の積極的な管理職への登用などを通して、男女共同参画によるまちづくりを推進します。

基本目標４．だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備

【困難女性支援基本計画】

性別、年齢、障がいの有無、家庭環境等に関わらず、だれもが安心して暮らすことができる環境づくりは、男女共同参画社会の実現に向けた基盤となります。

人権尊重についての意識啓発や、生涯を通じた健康に対する支援、援助を必要とする人たちを地域で支える支援体制の充実に取り組み、一人ひとりが自分らしく健やかに暮らすことのできるまちづくりに努めます。

また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和６年４月１日に施行され、日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援体制を推進するため、当事者に寄り添った相談支援に努めます。

基本目標５．あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

【DV防止基本計画】

【困難女性支援基本計画】

国の「第５次男女共同参画基本計画」において、「女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する」ことが、改めて強調されています。配偶者や交際相手など身近な者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝ＤＶ）は、男女の経済力、社会的地位等の格差が存在するあらゆる場面において乱用されます。更にはＳＮＳなどの普及などを背景に、若年層ではデートＤＶのように、暴力の形態が多様化している傾向があります。

あらゆる暴力・ハラスメントの根絶に向けて、意識啓発を行うとともに、女性相談支援員による被害者に対する継続的な相談支援と保護体制の整備に努めます。

本計画では、

- 「基本目標２．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「基本目標３．男女共同参画によるまちづくり」を「女性の職業生活における活躍についての計画（市町村推進計画）」に位置づけ、「太子町女性活躍推進計画」とします。
- 「基本目標４．だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備」「基本目標５．あらゆる暴力・ハラスメントの根絶」を「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に位置づけ、「太子町困難女性支援基本計画」とします。
- 「基本目標５．あらゆる暴力・ハラスメントの根絶」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に位置づけ、「太子町ＤＶ防止基本計画」とします。

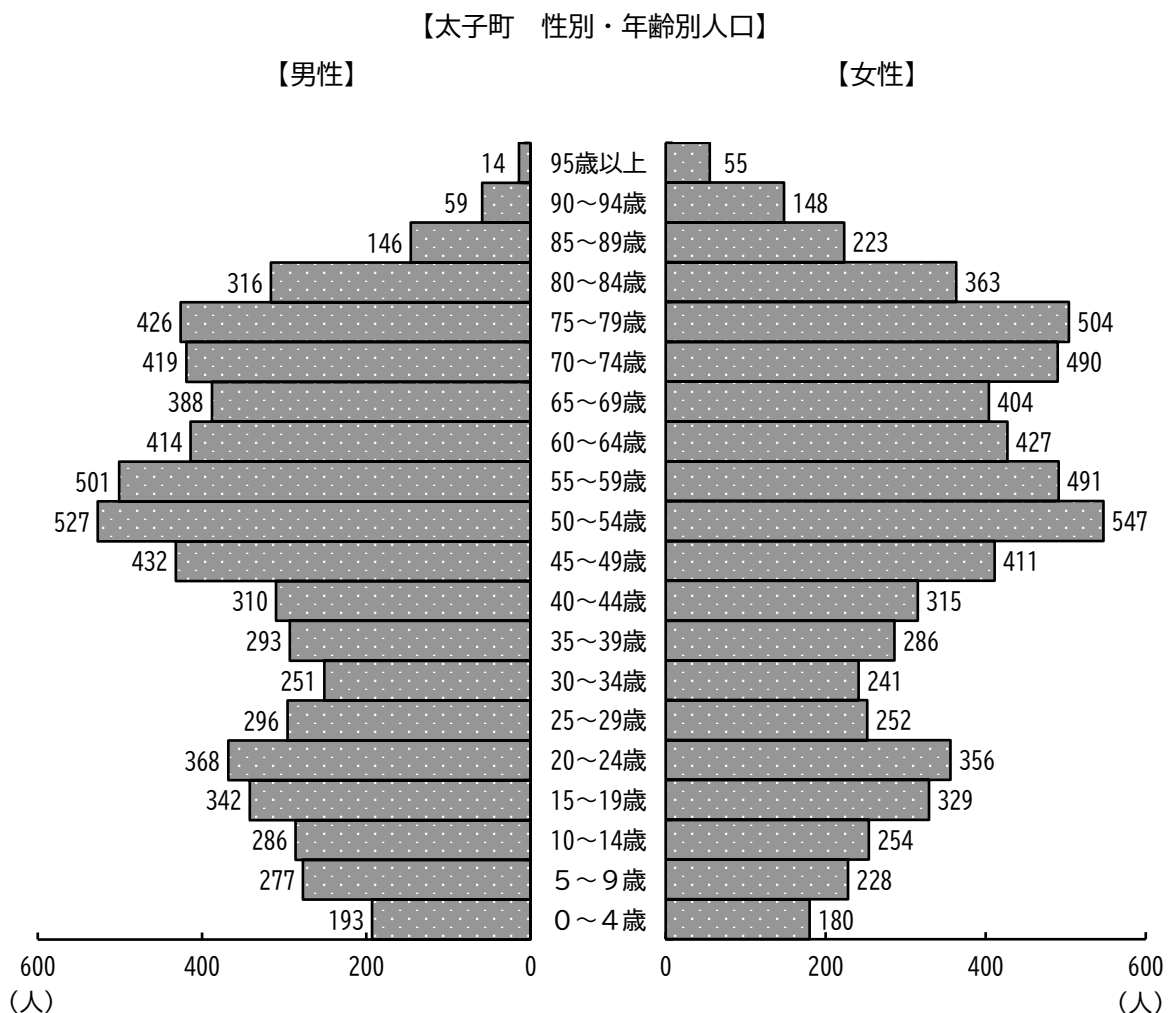
第3章

男女共同参画社会に向けた現状と課題

1. 人口・就労の状況

本町の総人口は、令和6年3月末日現在で12,762人となっており、そのうち男性が6,258人（49.0%）、女性が6,504人（51.0%）となっています。【住民基本台帳】

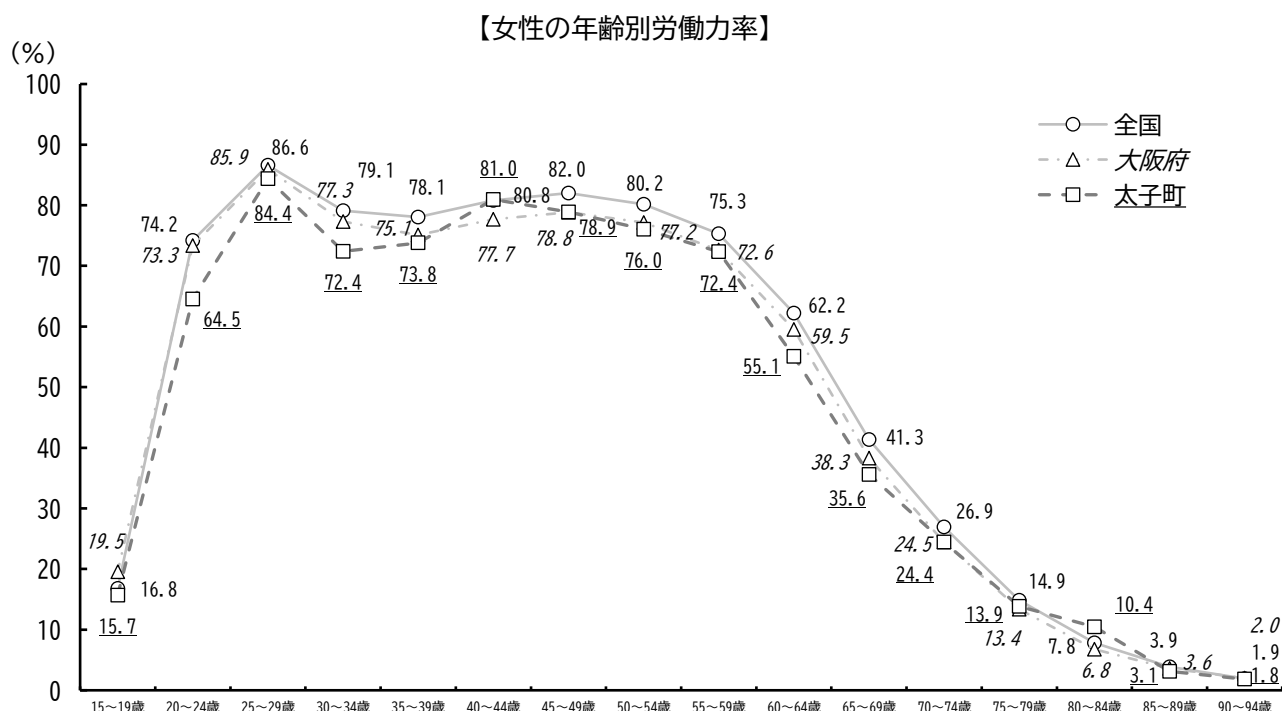
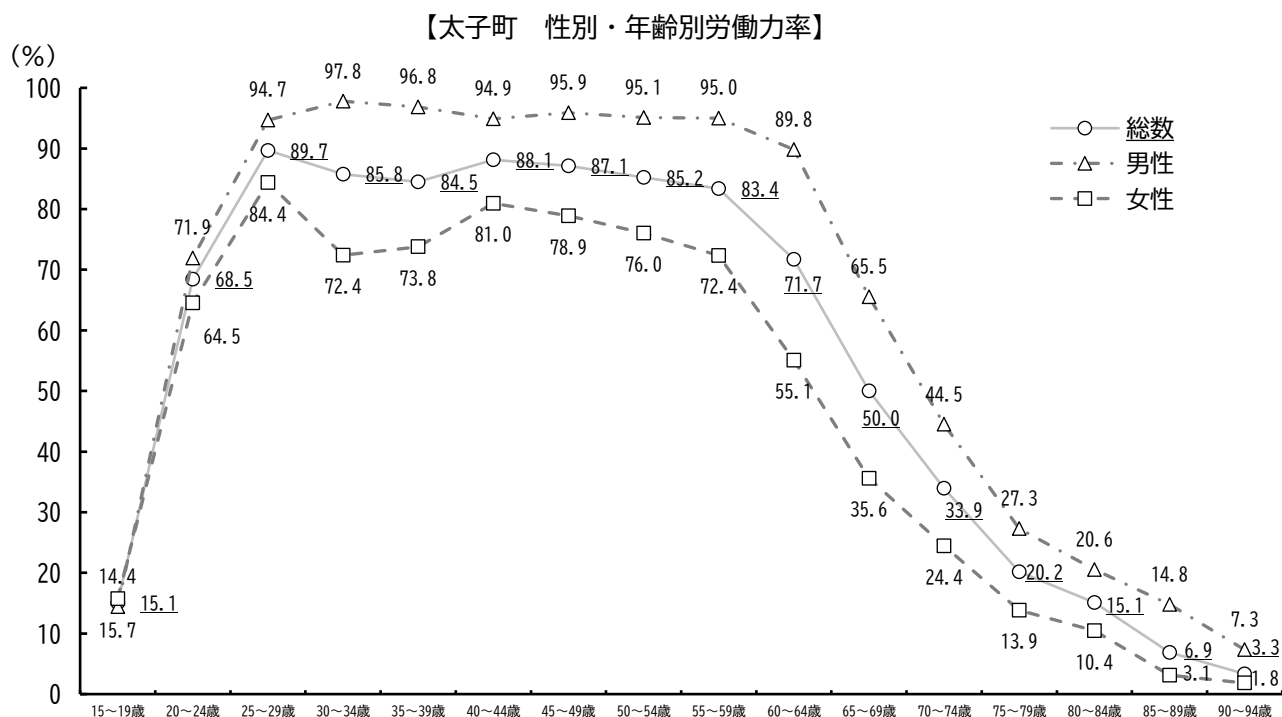
65歳以上の人口は3,955人（令和6年3月末日現在）となっており、高齢化率は31.0%となっています。高齢化率については、全国（28.8%）、大阪府（26.9%）を上回っている状況です。



資料：住民基本台帳（令和6年3月末日現在）

※ 全国、大阪府の高齢化率は令和6年1月1日現在。総務省「住民基本台帳年齢階級別人口（都道府県別）」による。

本町の女性の労働力率をみると、30歳代で低下しており、結婚・出産期にあたる年代で一旦低下するM字カーブの傾向がみられます。全国、大阪府と比較すると、女性の30歳代の労働力率は大阪府、全国よりも下回っている状況です。



資料：国勢調査（令和2年）

* M字カーブ…女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ちる板時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描く。

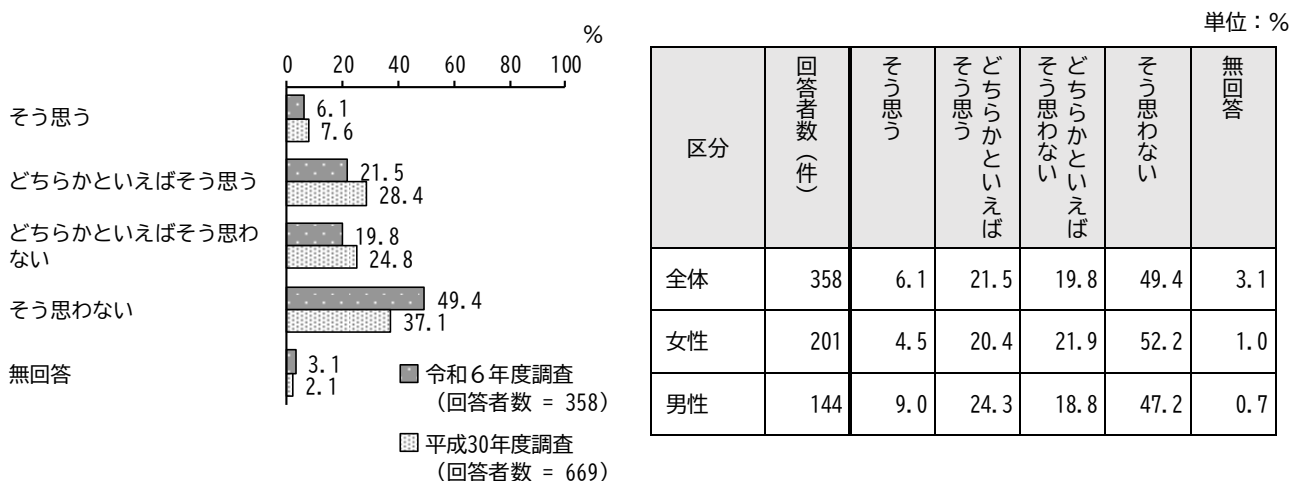
2. 住民意識実態調査の主な結果

【1】男女の平等と役割分担について

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」について、全体ではそう思う割合*が27.6%、そう思わない割合*が69.2%となっています。
- 性別でみると、そう思う割合*は女性で24.9%、男性で33.3%と8.4ポイントの差があります。性・年代別でみると、男性の30歳代、70歳代以上ではそう思う割合が他の性・年代に比べて多くなっています。
- 前回調査と比較をすると、全体ではそう思う割合*は8.4ポイント減少、そう思わない割合*は7.3ポイント増加しています。
- 大阪府、内閣府の調査と比較をすると、女性、男性ともに、そう思う割合*は大阪府、内閣府を下回っています。

*文中の「そう思う割合」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計、「そう思わない割合」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計

【「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について】



【参考データ】

「男は仕事、女は家庭」という考え方について（大阪府）

（単位：％）

大阪府 (R1)	区分	そのとおりだ と思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そうは 思わない	無回答
	全体	4.0	30.0	22.4	42.4	1.2
	女性	2.8	26.6	24.5	44.7	1.4
	男性	5.7	35.2	19.5	39.1	0.5

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（内閣府）

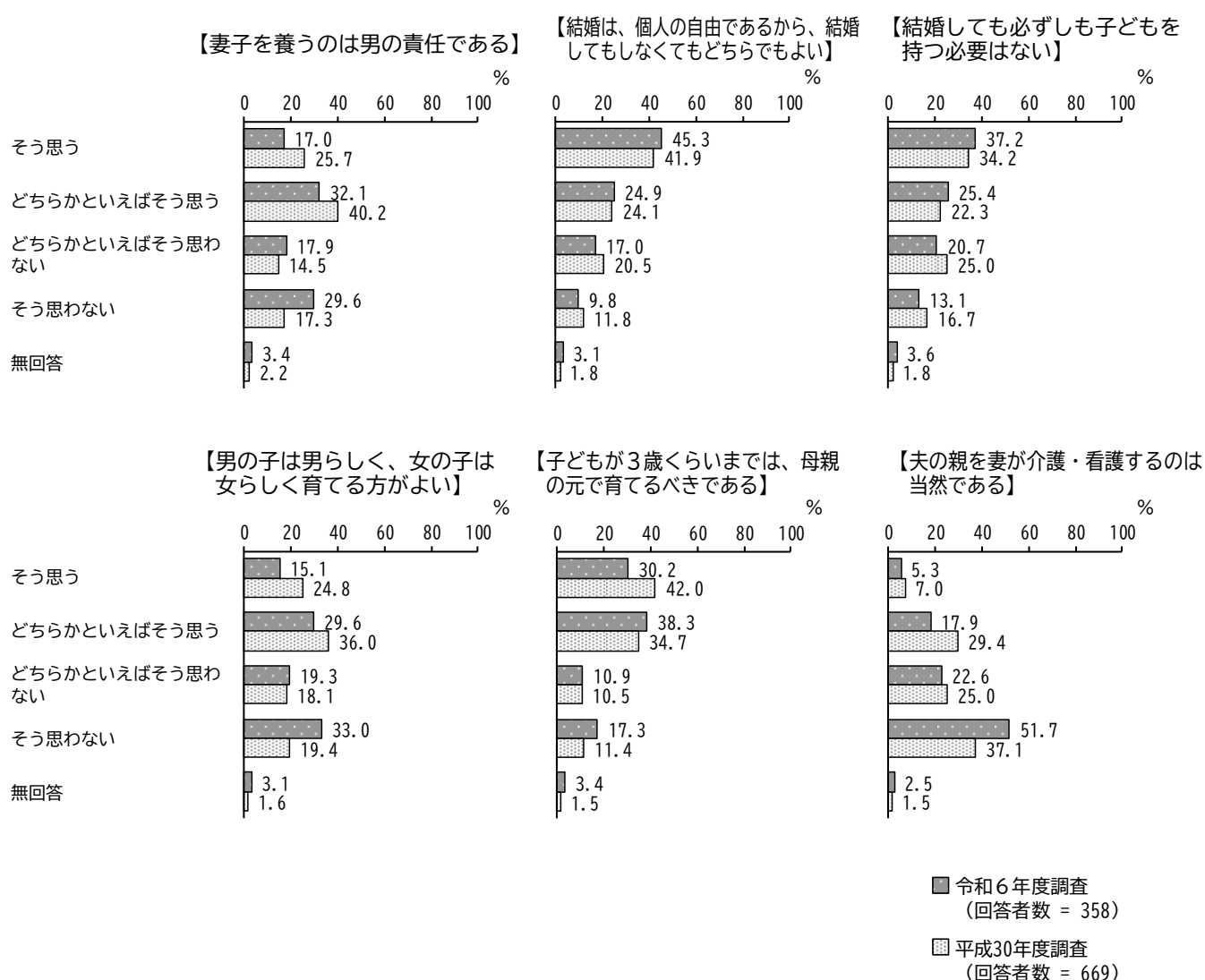
（単位：％）

内閣府 (R4)	区分	賛成	どちらかといえ ば賛成	どちらかといえ ば反対	反対	無回答
	全体	4.0	29.4	38.2	26.1	2.2
	女性	3.0	25.4	40.4	29.0	2.2
	男性	5.3	34.2	35.6	22.7	2.2

資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（R4）、大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」（R1）

- 「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」について、そう思う*の割合は約7割、「結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない」では6割程度となっています。年代別でみると、男女ともに年代があがるにつれて、そう思う割合が少なくなっています。
- 前回調査と比較をすると、「妻子を養うのは男の責任である」、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」、「子どもが3歳くらいまでは、母親の元で育てるべきである」、「夫の親を妻が介護・看護するのは当然である」では、そう思う割合は減少しています。特に、「妻子を養うのは男の責任である」、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」、「夫の親を妻が介護・看護するのは当然である」については、そう思う*割合が10ポイント以上減少しています。

*文中の「そう思う割合」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計、「そう思わない割合」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計



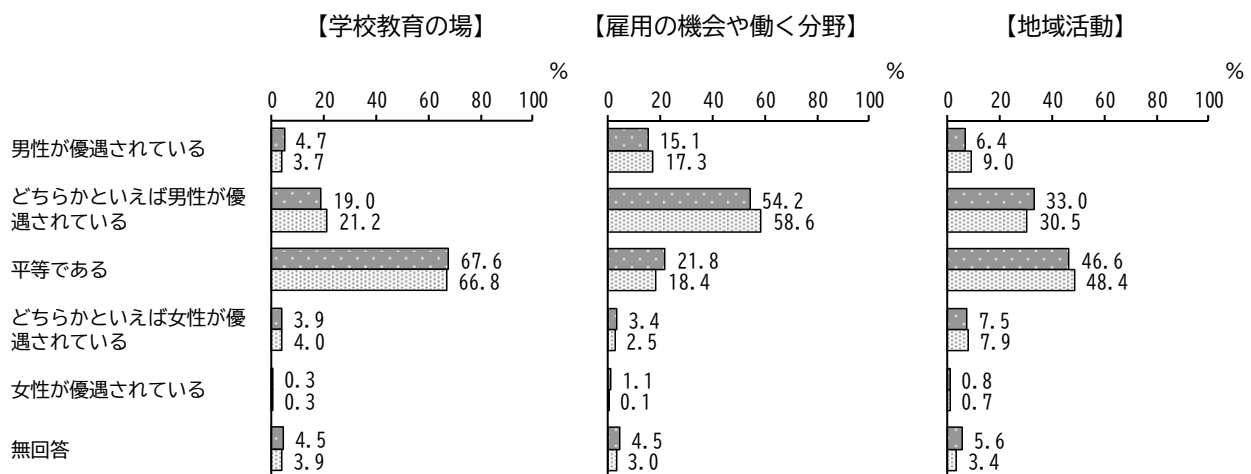
【年代別にみた男女の平等と役割分担についての“そう思う”の割合】

(単位：％)

区分	回答者数(件)	夫は外で働き、妻はある程度家庭を守るべきである	結婚は、個人の自由であるから、結婚しなくても構わない	結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない	男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい	子どもが3歳くらいまでは、母親の元で育てるべきである	夫の親を妻が介護・看護するのは当然である
全体	358	27.6	70.2	62.6	44.7	68.5	23.2
10歳代	1	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
20歳代	22	18.1	95.5	86.4	31.8	63.6	9.0
30歳代	21	23.8	90.5	90.5	23.8	47.6	4.8
40歳代	32	21.9	84.4	78.1	34.4	62.5	18.8
50歳代	71	16.9	74.7	71.9	35.2	60.6	11.3
60歳代	70	32.9	77.1	68.6	42.9	77.1	22.8
70歳以上	133	36.1	57.2	45.9	61.7	77.4	37.6

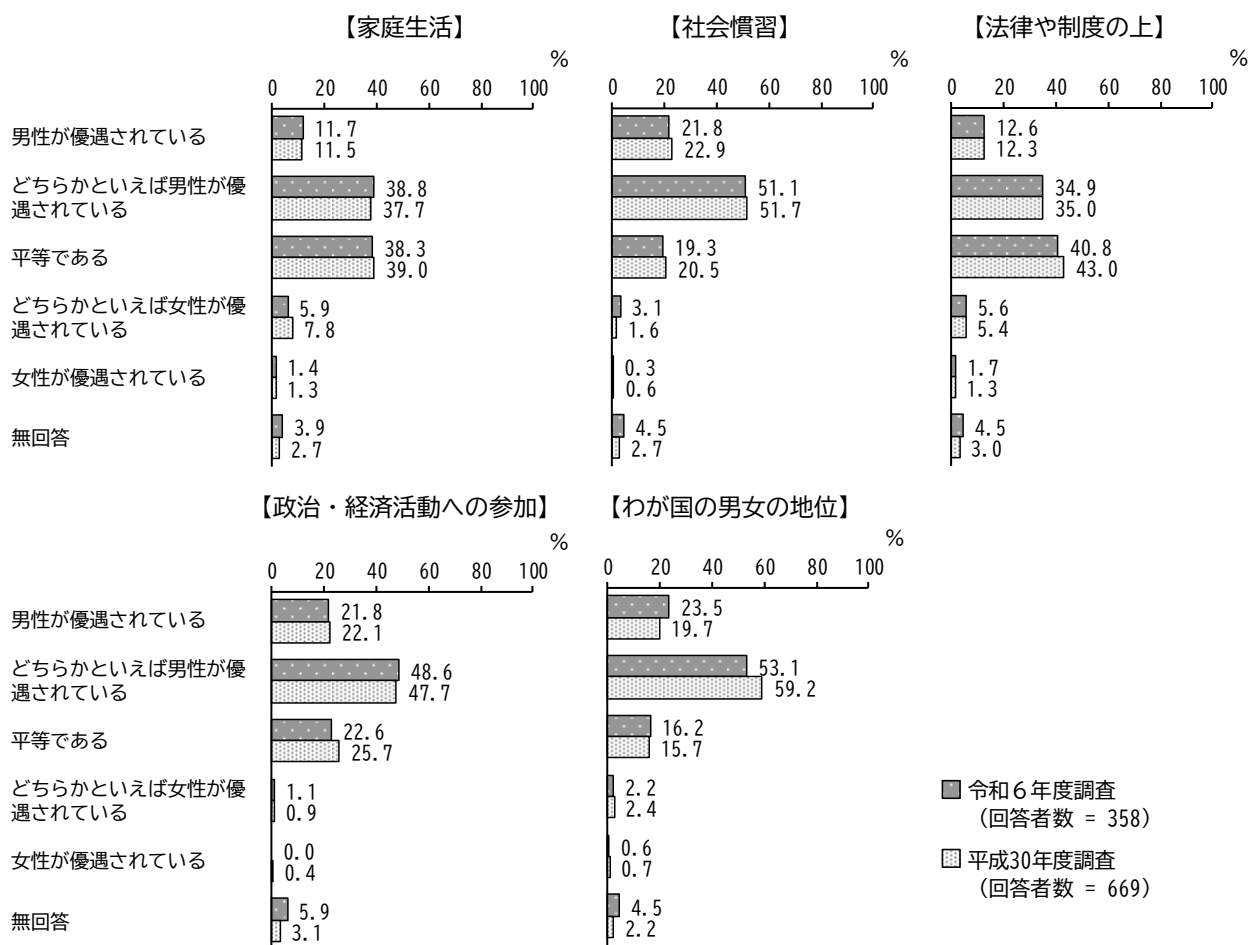
- 男女の地位の平等について、学校教育の場では「平等である」が67.6%となっており、他の項目に比べて最も多くなっています。
- 男性が優遇されていると思う割合*についてみると、「全体として、わが国の男女の地位」では76.6%、「社会慣習やしきたりなど」では72.9%、「政治・経済活動への参加」では70.4%、「雇用の機会や働く分野」では69.3%と他の項目に比べて多くなっています。
- 性別でみると、男性が優遇されていると思う割合は、すべての項目において男性より女性が多くなっています。

*文中の「男性が優遇されていると思う割合」は「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計



■ 令和6年度調査
(回答者数 = 358)

▨ 平成30年度調査
(回答者数 = 669)



【2】家庭生活等について

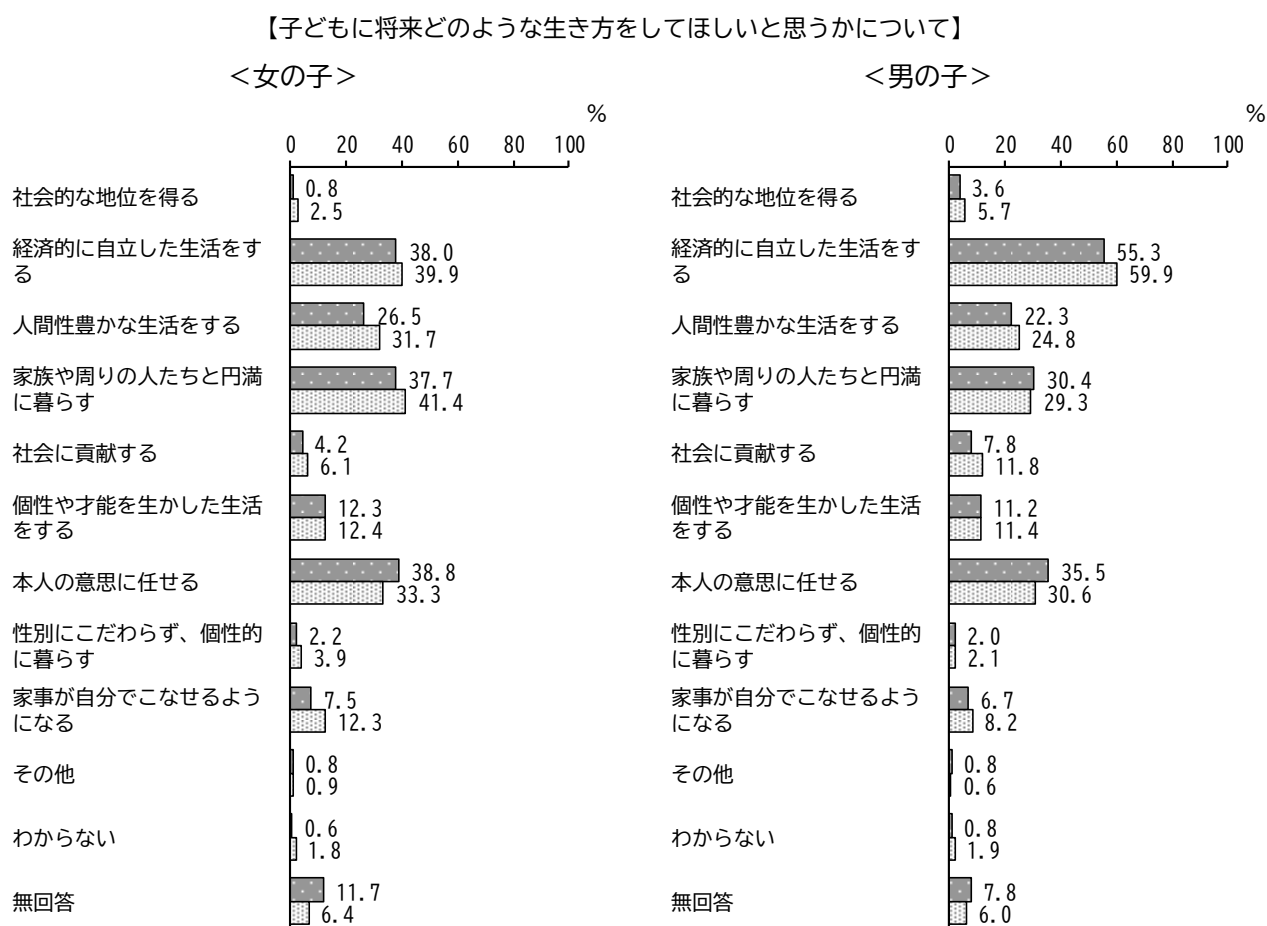
- 家庭で以下の家事等をしているかについて、すべての項目において「よくしている」は女性が男性を上回っています。特に食事の支度・後片付け、掃除、洗濯について、「よくしている」は女性が男性を50ポイント以上上回っています。

単位：％

区分		回答者数 (件)	よく している	時々 している	あまり していない	ほとんど していない	無 回答
食事の支度	女性	201	86.1	7.0	3.0	2.5	1.5
	男性	144	15.3	25.7	21.5	35.4	2.1
食事の後片付け	女性	201	85.6	8.5	2.5	2.5	1.0
	男性	144	30.6	34.0	13.2	20.1	2.1
掃除	女性	201	77.1	16.9	3.5	1.5	1.0
	男性	144	20.1	31.3	28.5	18.1	2.1
洗濯	女性	201	86.6	7.0	4.0	1.5	1.0
	男性	144	20.8	19.4	14.6	42.4	2.8
ごみ出し	女性	201	67.7	10.4	8.0	11.9	2.0
	男性	144	40.3	21.5	9.7	26.4	2.1
町会や自治会活動などへの参加	女性	201	28.9	22.4	14.4	32.8	1.5
	男性	144	27.8	25.7	13.2	32.6	0.7
子どもの世話やしつけ（教育）	女性	201	52.2	5.5	3.0	26.9	12.4
	男性	144	10.4	27.1	25.0	19.4	18.1
子どもの学校行事への参加	女性	201	46.3	5.5	3.0	30.8	14.4
	男性	144	8.3	20.1	14.6	36.8	20.1

【3】教育について

- これからの時代、子どもに将来どのような生き方をしてほしいと思うかについて、女の子、男の子ともに「家族や周りの人たちと円満に暮らす」「経済的に自立した生活をする」「本人の意思に任せる」が上位3つとなっています。
- 女の子では「本人の意思に任せる」が最も多く、男の子では「経済的に自立をした生活をする」が最も多くなっています。
- 前回調査と比較をすると、女の子、男の子ともに「本人の意思に任せる」が前回調査から5ポイント程度増加しています。



【4】就労について

- 職場で格差があると思うことについて、「管理職への登用」については、男性が優遇されていると思う割合*が「平等である」の割合を上回っています。
- 「平等である」項目としては「研修の頻度や内容」が最も多く、「定年まで続けやすい雰囲気」、「賃金」が続いています。
- 一般的に女性が職業をもつことへの考えについて、男女ともに「子どもができてもしっかりと職業をもち続けるほうがよい」が5割以上と最も高くなっています。
- 前回調査と比較をすると、「子どもができてもしっかりと職業をもち続けるほうがよい」は9.5ポイント増加し、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつほうがよい」は7.3ポイント減少しています。
- 女性が活躍するために、今後必要なことについて、「男女がともに取得できる育児・介護休業制度の充実」(32.4%)が最も多く、次いで「短時間勤務、在宅勤務やフレックスタイム(1日の労働時間は一定とするが、入社・退社時間を各自の裁量にゆだねる勤務制度)の導入」(25.4%)、「保育施設や保育時間の延長など保育内容の充実」(24.6%)となっています。

*文中の「男性(女性)が優遇されていると思う割合」は「男性(女性)が優遇されている」と「どちらかといえば男性(女性)が優遇されている」の合計

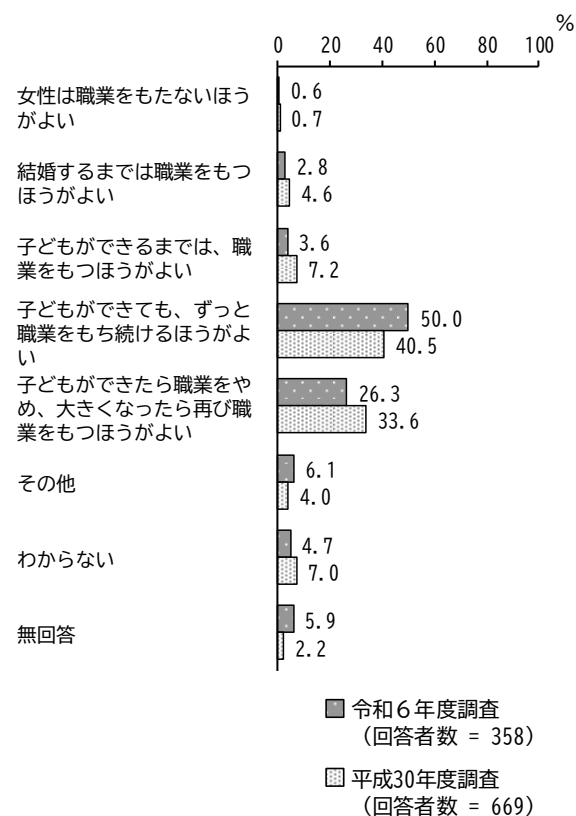
【職場で男女の格差があると思うことについて】

【一般的に女性が職業をもつことについての考え】

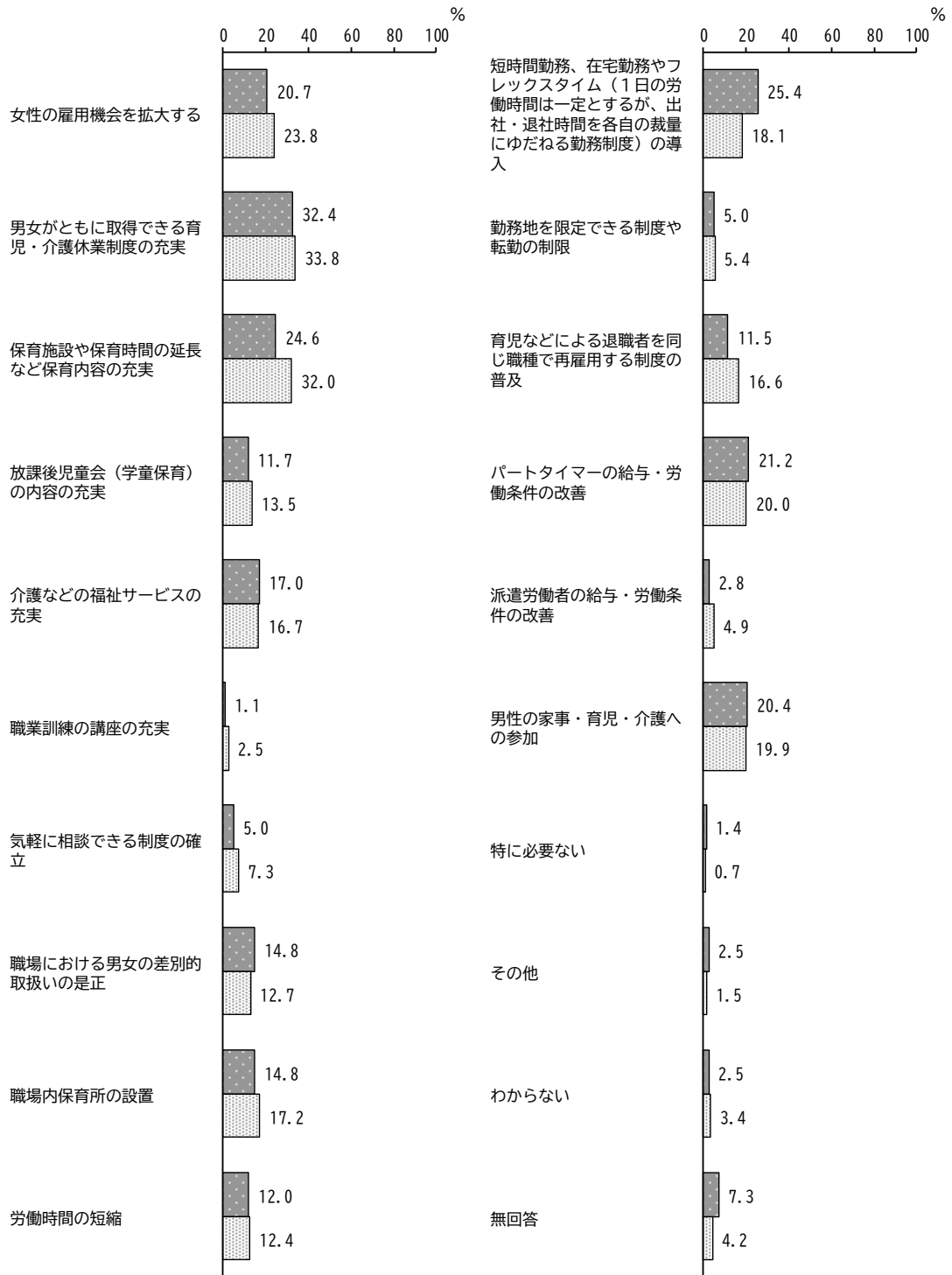
単位：％

区分	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	無回答
募集・採用の仕方	12.6	16.3	48.9	3.2	4.2	14.7
採用数	14.2	16.8	43.2	5.3	5.8	14.7
配置される職場	12.6	15.3	43.2	8.9	4.7	15.3
仕事の内容	12.1	16.3	44.7	5.8	6.3	14.7
賃金	14.7	18.9	51.1	0.5	1.1	13.7
昇進・昇給	15.3	22.6	43.7	—	1.6	16.8
能力評価(業績評価・人事考課等)	11.6	18.4	50.5	—	1.6	17.9
管理職への登用	18.9	23.2	37.4	1.1	2.6	16.8
研修の頻度や内容	8.4	8.9	62.1	—	1.6	18.9
定年まで続けやすい雰囲気	10.5	16.3	52.1	0.5	3.2	17.4
再雇用	8.9	16.3	50.0	3.7	3.2	17.9
育児・介護休暇など休暇の取得	1.6	3.7	42.6	17.4	16.3	18.4

回答者数190件



【女性が活躍するために、今後必要だと思うことについて】



■ 令和6年度調査
(回答者数 = 358)

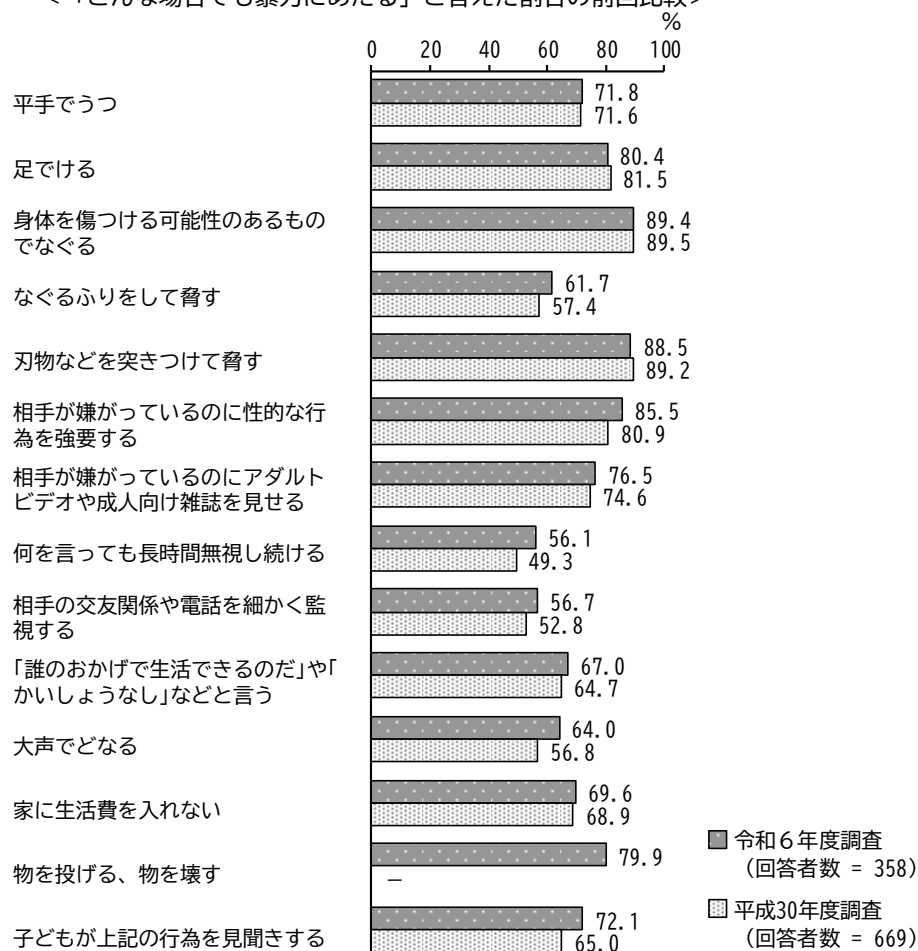
▨ 平成30年度調査
(回答者数 = 669)

【5】暴力（ドメスティック・バイオレンス）について

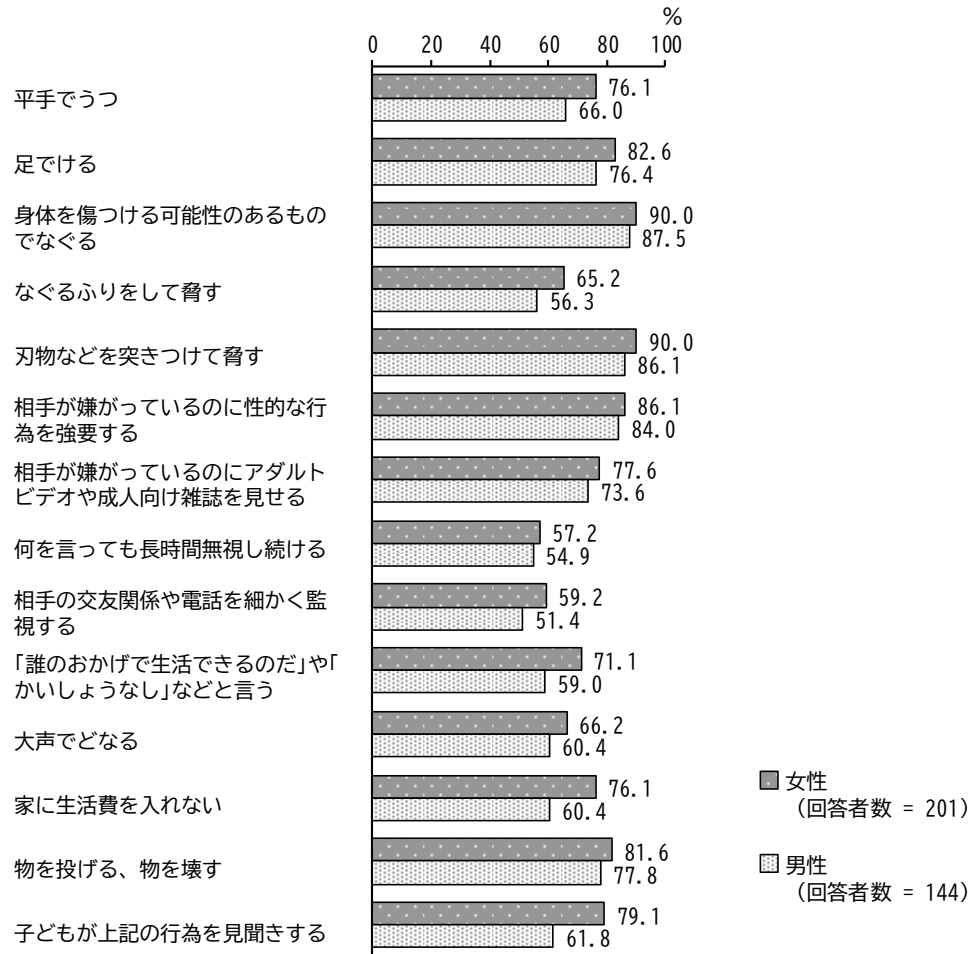
- 配偶者や元配偶者、パートナー、恋人等から受けたとき、暴力だと思う行為について、前回調査と比較すると「どんな場合でも暴力にあたる」と思う割合が同程度または増加しています。
- 性別でみるとそれぞれの行為に対して「どんな場合でも暴力にあたる」と思う割合は、いずれも男性に比べて女性の方が多くなっています。特に「平手でうつ」「『誰のおかげで生活できるのだ』や『かいしょうなし』などと言う」「家に生活費を入れない」「子どもが上記の行為（他の項目）を見聞きする」については男性と女性で10ポイント以上の差があります。
- 全体で2割程度の人が何かしらの暴力行為を受けた経験があり、受けたことがある行為に関しては、怒鳴る、無視するなどといった精神的苦痛を与えるような行為が多くなっています。
- 行為を受けた人の相談状況について、行為を受けた人のうち、半数以上が誰にも相談をしておらず、性別でみると男性は約7割の人が相談していない状況にあります。理由として、男女ともに「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多くなっています。男性に比べ女性では「相談するほどのことではないと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」が多くなっています。女性に比べ男性では「みっともないから」「相談しても無駄だと思ったから」が多くなっています。

【配偶者や元配偶者、パートナー、恋人等から次の行為を受けたとき、暴力だと思うかについて】

<「どんな場合でも暴力にあたる」と答えた割合の前回比較>



<性別「どんな場合でも暴力にあたる」と答えた割合>



【配偶者や元配偶者、パートナー、恋人等から次の行為を一度でも受けたことがあるか】

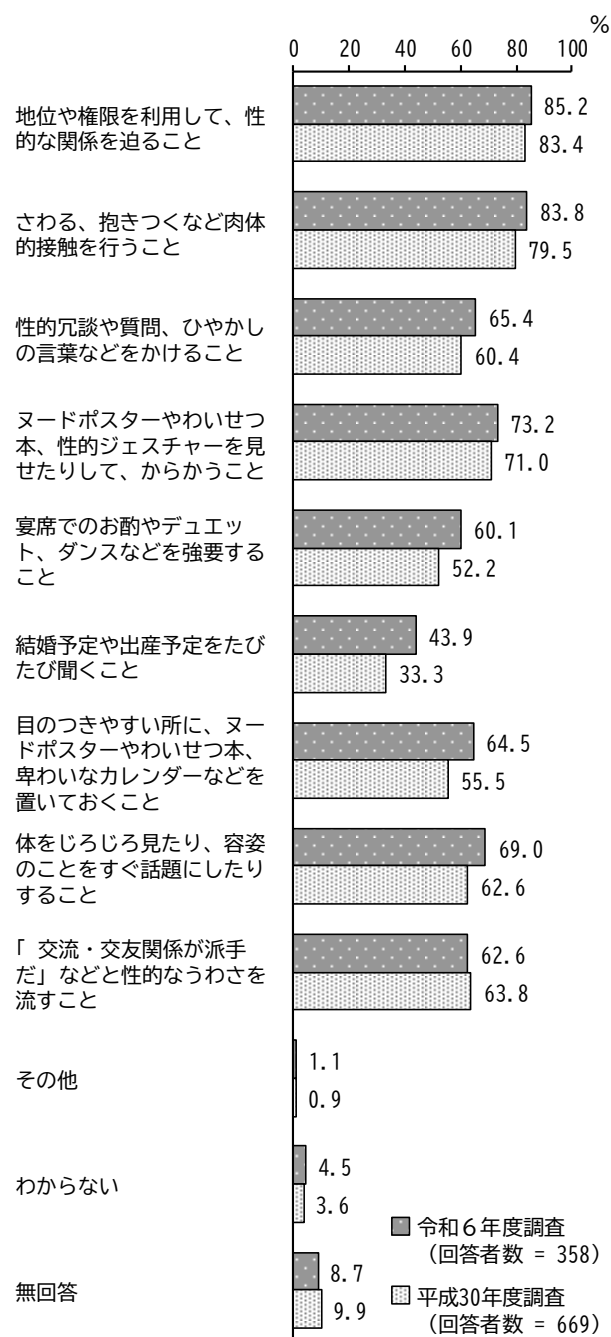
単位：％

区分	回答者数(件)	命の危機を感じるくらいの暴力を受ける	医師の治療が必要となる程度の暴力を受ける	医師の治療が必要とならない程度の暴力を受ける	なぐるふりをして脅される	あなたが嫌がっているのに性的な行為を強要される	ビデオや成人向け雑誌を見せられる	何を言っても無視され続ける	交友関係や電話を細かく監視される	「誰のおかげで生活できるんだ」や「かいしょうなし」などと言われる	大声でどなる	家に生活費を入れない	物を投げる、物を壊す	子どもの前で左記のような行為をする	受けたことがない	無回答
女性	201	1.5	3.0	2.0	2.5	3.0	1.5	2.0	1.5	4.0	11.4	3.0	8.0	2.0	65.2	15.9
男性	144	1.4	2.1	0.7	—	1.4	—	6.3	0.7	2.8	6.3	—	4.2	1.4	64.6	20.8

【6】セクシュアル・ハラスメントについて

- セクシュアル・ハラスメントだと思う行為について、前回調査と比較するとセクシュアル・ハラスメントだと思う割合が同程度または増加しています。
- 全体で2割以上の人が何らかのセクシュアル・ハラスメントを受けた経験があり、男性では約1割、女性では約3割と女性の割合が多くなっています。

【次の行為を受けたとき、セクシュアル・ハラスメントだと思うかについて】



【職場や学校、地域などにおいて次のようなセクシュアル・ハラスメントの行為をされたことがあるか】

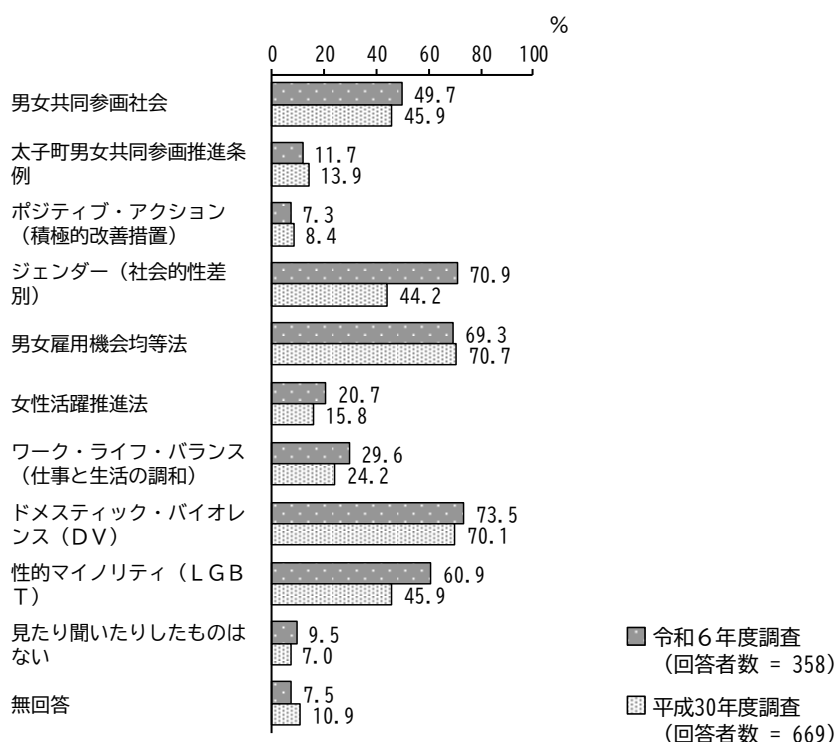
単位：％

区分	回答者数（件）	年齢や身体、結婚などのことについて不愉快な意見や冗談を言われる	卑わいな言葉をかけられたり、会話を聞かされる	わざと身体に触れられる	宴会などでお酌やデューエット、ダンスなどを強要される	性的なうわさを流される	嫌がっているのにしつこく交際を求められる	性的な行為を強要される	お茶くみ、後片付け、私用等を強要される	いずれも経験がない	無回答
女性	201	9.5	5.5	15.4	10.4	1.5	3.5	1.5	13.4	57.7	10.0
男性	144	9.7	3.5	1.4	1.4	3.5	1.4	0.7	2.1	68.1	18.8

【7】男女共同参画の推進について

- 「ドメスティック・バイオレンス（DV）」、「ジェンダー（社会的性差別）」「男女雇用機会均等法」では認知度が7割程度、「性的マイノリティ（LGBT）」で約6割となっていますが、その他の言葉についてはいずれも5割以下となっています。
- 年代別でみると、「ジェンダー（社会的性差）」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」「性的マイノリティ（LGBT）」については年代が上がるとともに認知度が低い傾向となっています。
- 一部の項目について、内閣府の調査と比較をすると、「男女共同参画社会」「ポジティブ・アクション」「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」「ドメスティック・バイオレンス（DV）」においては、認知度が内閣府の調査結果を下回っています。
- 「男女共同参画社会」の実現に向けて町が力を入れていくべきことについては、「子どものときから、学校などで、男女平等意識を育成する指導を行う」が34.9%と最も多く、次いで「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が30.7%、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が30.4%となっています。

【男女共同参画に関する言葉の認知度について】



【参考データ】男女共同参画に関する言葉の認知度について（内閣府の調査結果）

	男女共同参画社会	ポジティブ・アクション	ジェンダー	男女雇用機会均等法	女性活躍推進法	ワーク・ライフ・バランス	ドメスティック・バイオレンス
内閣府 (R1)	64.3	18.3	55.8	79.3	38.6	43.1	81.5

資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(R1)

【年齢別にみた男女共同参画に関する言葉の認知度について】

単位：％

区分	回答者数（件）	男女共同参画社会	太子町男女共同参画推進条例	ポジティブ・アクション （積極的改善措置）	ジェンダー （社会的性差別）	男女雇用機会均等法	女性活躍推進法	ワーク・ライフ・バランス （仕事と生活の調和）	ドメスティック・バイオレンス （DV）	性的マイノリティ （LGBT）	見たり聞いたりしたものはない	無回答
全体	358	49.7	11.7	7.3	70.9	69.3	20.7	29.6	73.5	60.9	9.5	7.5
10歳代	1	—	—	—	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—
20歳代	22	50.0	9.1	—	86.4	59.1	18.2	50.0	86.4	68.2	9.1	—
30歳代	21	33.3	4.8	4.8	81.0	57.1	19.0	57.1	76.2	81.0	9.5	4.8
40歳代	32	56.3	12.5	18.8	78.1	75.0	34.4	50.0	81.3	75.0	9.4	3.1
50歳代	71	49.3	14.1	5.6	85.9	81.7	26.8	35.2	88.7	80.3	5.6	2.8
60歳代	70	57.1	7.1	7.1	75.7	80.0	15.7	27.1	88.6	68.6	7.1	1.4
70歳以上	133	47.4	14.3	6.8	55.6	59.4	17.3	14.3	54.1	40.6	12.8	15.8

3. 関係団体ヒアリング調査の主な内容

<ヒアリングから分かった困難を抱える女性の実態>

- 知的障がいや病気などを抱えているケースがあり、日常生活を送る上で困難なことがある。
- 施設の退所者は、困難な問題を抱えていることがあり、子どもが学童児の場合、転校への子どもの負担等から太子町内に転入する人が多く、保育が必要な子どもの場合、近隣に転入するケースが多い。
- 発達障がいがある場合、自分の課題がわからないことが多い。自分についての説明ができず、意思決定ができないため、社会に出たときに日常生活を送る上で困難なことがある。
- 何らかの障がい等がある場合、子どもに影響が出ており、支援が必要となっている。
- 障がいがあるが、認知されていないケースがある。
- 子どもの中には学校に行けない子がいる。
- 支援が必要な子どもの中には、保護者（母親）に対する支援を要するケースがある。
- 親自身が、過去に虐待などを受けているケースがあり、子どもへの影響が懸念される。
- 周囲と関係を構築することが難しく、支援機関が限定的である。
- 就労が困難であることが多い。
- 支援が必要だが、支援機関とつながろうとしないことが多い。
- 本人との関係構築に課題があることがある。
- 本人とは別に、子どもが引きこもりになるなど問題が、更に複雑化していることがある。
- 支援が必要な子どもに対して、支援介入できてないケースがある。
- 収入に対するスマホ代の割合が大きすぎるなど金銭管理ができないケースがある。（家族含む）
- 身寄りのない高齢者で日常生活に支障があるケースが増加傾向にある。

4. 第2次計画<改訂版>策定にあたってのポイントの整理

国や大阪府、太子町の動向、住民意識実態調査の結果、関係団体ヒアリング調査の結果等を踏まえて第2次計画<改訂版>策定にあたってのポイントを整理します。

【1】男女の平等と役割分担について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識に対して約7割が否定的な考えをもっています。前回調査の結果と比較をすると、否定的な考えが増加しており、肯定的な考えが減少しています。また、「妻子を養うのは男の責任である」については肯定的な考え方と否定的な考え方がほぼ同数となり、家庭における経済的な役割意識の偏りがなくなりつつある一方で、育児面などでは、年代によっては男女の役割分担意識をもつ人が過半数以上みられることから、引き続き、意識啓発を行う必要があります。

性別役割分担意識にとらわれない生き方については、肯定的な割合が半数以上となっていますが、年代によって意識に差がみられます。意識啓発にあたっては、様々な媒体を用いて、あらゆる年代に対するアプローチを行う必要があります。また、学生、子育て世代、高齢者など、対象を絞って取組を実施していくことも必要となります。

【2】家庭生活等について

調査結果をみると、家事や子育ては主に女性が担っており、特に食事の支度・後片付け、掃除、洗濯などの基本的な家事は女性の役割となっている状況がみられます。引き続き、家庭における男女の役割分担が課題であるといえます。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、女性の活躍推進をめざして、男性の家事・育児・介護への参加促進に向けた周知・啓発を行う必要があります。周知・啓発にあたっては、様々な年代、立場の男性に向けて、家事や育児、介護の講座等へ参加をすることへの抵抗感をなくすための工夫をする必要があります。また、楽しみながら参加できるよう、男性のネットワークづくりを支援し、意識啓発の機会を充実させることや家庭生活について夫婦、家族間でコミュニケーションをよくはかることが必要です。

【3】教育について

前回調査の結果と比較をすると、子どもには、性別に関係なく本人の意思を尊重した生き方をしてほしいという考えが強くなってきている傾向があります。また、「経済的な自立」や「家事」の項目における男女差も、前回調査に比べて小さくなっています。引き続き、地域や学校、家庭において男女共同参画に関する意識づくりの推進が求められます。

インターネット等の普及から子どもでも簡単に情報が得られる背景を踏まえて、学校教育の場においては、性の多様性への理解やメディア・リテラシーの育成について学習する機会を提供することも重要となります。

【4】就労について

前回調査の結果と比較すると、採用、配置、賃金などほとんどの項目で平等であるという認識が高まっています。しかしながら、全体的に男性が優遇されている認識の傾向があり、特に管理職への登用についてはその傾向が強いです。引き続き、女性の職業生活における活躍の推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のために、男女が働きやすい職場環境づくりが重要となっています。また、男性の育児・介護休暇などの休暇の取得についても課題であるといえます。

女性が活躍するために必要だと思うことについては、育児・介護休業制度の充実や短時間勤務、在宅勤務やフレックスタイムの導入といった労働環境の整備が特に重要視されています。また、保育についても施設や時間延長など内容を充実させる必要があります。

企業に対しては、具体的な事例等を紹介するなど、より効果的な啓発活動を推進するとともに、役場がモデルケースとなるよう、男性職員の育児・介護休業等の取得促進などの取組を行う必要があります。

更に、住民に向けても、育児・介護休業等などの諸制度に関する情報提供を行い、育児や介護と仕事の両立に向けて、各種制度の利用を促進できるよう取り組むことが重要となります。

【5】困りごとや相談について

困りごとについてみると、全体では「家計が苦しい」、「健康面での問題がある」、「家事の負担が大きい」の割合が高く、4割半ばの方が何らかの問題を抱えている状況となっています。また、「家事の負担が大きい」については男性に比べ女性で特に高く、育児や介護、雇用などについても男性に比べ女性で高くなっています。男女ともに、雇用や貧困、孤立、生きづらさなどの生活上の困難を抱えている方がおり、ヒアリング調査においても、障がいや病気を抱える母子、就労と金銭管理の困難を抱える方、身寄りのない高齢者が日常生活に支障をきたしたりするなど、様々な困難を抱えている人がいます。そのような人を支援するため、関係機関が連携し支援する体制の充実が必要です。

住民意識実態調査の結果、困難な状況について、自身や家族・近親者に対する認知に比べ、近隣については認知が低いことや、ヒアリング調査の結果から、困難な問題を抱える人の発見が難しく、関係団体等における地域での見守りの仕組みが必要です。また、相談窓口として「太子町役場」や「太子町社会福祉協議会」の認知度は高いものの、大阪府女性相談センター等専門的な相談機関の認知度が低い状況です。ヒアリング調査においては、支援が必要な本人が支援機関とつながり、関係構築が難しかったり、支援が途切れた後の生活に課題があったりする場合があります。相談機関の周知を高めるとともに、包括的かつ継続的な相談体制の強化が重要となります。

【6】暴力（ドメスティック・バイオレンス－DV）について

デートDV等、暴力が多様化している状況の中、あらゆる暴力を根絶するためには、住民一人ひとりの暴力を容認しない意識醸成が必要不可欠となります。前回調査の結果と比較をすると、「どんな場合でも暴力にあたる」と思う割合は、同程度または増加がみられることから、暴力への意識は高まりつつあると考えられます。

一方で、暴力であると思う行為の認識については、男女で差がみられるほか、全体で2割程度の人が何かしらの暴力行為を受けた経験がある状況です。相手の気持ちを理解し、コミュニケーション能力を向上させるなどの暴力の抑制につながる啓発方法や学習の場を検討する必要があります。

また、行為を受けたものの誰にも相談をしていない人が半数以上いることから、相談支援体制のさらなる充実と相談機関の周知の徹底が課題となります。相談支援にあたっては被害者が相談しやすい体制づくりを進めるとともに、相談後の被害者の安全確保や継続的な相談支援を行う必要があります。また、暴力の再発防止に向けて、加害者の更生支援も合わせて検討していく必要があります。

【7】セクシュアル・ハラスメントについて

前回調査の結果と比較をすると、「セクハラであると思う行為」については、同程度または増加がみられることから、セクシュアル・ハラスメントへの意識は高まりつつあると考えられます。

一方で、全体で2割半ばの人が何かしらのセクシュアル・ハラスメントを受けた経験があり、前回調査に比べ増加している状況です。対等な職場環境づくりをめざして、企業への意識・啓発が重要となります。また、職場内で相談できない被害者に対する相談支援等も充実させていく必要があります。

その他、企業だけではなく、地域活動などの様々な場面においてハラスメントを防止する体制づくりを進める必要があることから、様々な主体との連携や情報交換を行う必要があります。

【8】男女共同参画の推進について

男女共同参画に関する言葉について、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」、「ジェンダー（社会的性差別）」「男女雇用機会均等法」では認知度が7割程度、「性的マイノリティ（LGBT）」で約6割となっていますが、その他の言葉については、いずれも半数以下となっています。

世代別でみると、高齢世代においては、男女共同参画に関する言葉の認知度が若い世代に比べて低くなっている傾向があり、これらが世代での意識の差にもつながっていると考えられます。男女共同参画の推進にあたっては、子ども、高齢者、子育て世代等、世代や状況に応じて効果的な取組を検討していく必要があります。

また、性的マイノリティへの配慮や理解の促進を通じて、性の多様性を尊重する意識の醸成と、性別によって差別されることのない社会づくりに取り組むことも重要です。

男女共同参画社会の実現に向けては、保育・子育てや介護に関する支援、子どもへの教育が重要視されていることから、庁内においても子育て担当部局、高齢者担当部局との連携体制の構築を図る必要があります。

第4章

施策の基本方針と計画の推進

1. 施策の体系

基本目標1
男女共同参画の実現に
向けた意識づくり

施策1 男女平等についての啓発の推進

- 男女平等に関する啓発・広報活動の充実

施策2 性の区分にとらわれず、個性を尊重した学校教育の推進

- 男女平等の推進に向けた教育内容の充実
- 学校教育の場における男女共同参画の推進
- 発達段階に応じた男女平等の学習の推進

施策3 性の区分にとらわれず、自己実現のできる生涯学習の推進

- 男女共同参画社会の実現のための生涯学習の推進

施策4 性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進

- 性別にとらわれない子育ての推進
- 親の家庭教育参加の支援・促進

施策5 性の多様性に関する教育・啓発の推進

- ライフステージに応じた教育の推進
- 多様な性について理解を深める教育機会の提供

基本目標2
仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス) の
実現
【女性活躍推進計画】

施策1 家庭生活における男女の共同責任の促進

- 男性の家事・育児・介護への参加の促進
- 住民に向けた育児休業・介護休業制度等の取得促進

施策2 働きやすい環境づくり

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進
- ハラスメントに対する啓発と相談体制の充実
- 保育園・放課後児童会における保育内容等の整備
- 企業に向けた育児休業・介護休業制度等の取得促進
- 自営業における家族従業者や、農業に従事する非雇用労働者への啓発

基本目標3
男女共同参画による
まちづくり
【女性活躍推進計画】

施策1 社会活動・地域活動への男女共同参画の推進

- 男女共同参画を推進するグループへの支援
- 地域活動における男女共同参画の推進
- 地域活動における意思決定機関への女性の参加の促進

施策2 政策・方針決定機関への男女共同参画の推進

- 審議会委員等への女性の参画促進
- 町政への女性の参画促進

施策3 町における女性職員の登用と管理職への登用の促進

- 男女職員が多様な経験を積むことができる人事配置の推進
- 町職員の研修機会の拡大
- 女性職員の管理職への積極的な登用の推進

基本目標4

だれもが安心して暮らすこと
のできる環境の整備

【困難女性支援基本計画】

施策1 男女の人権に対する理解の促進

- 広報や学習、教育などを通じた人権尊重についての意識啓発の推進
- 人権侵害に苦しむ人々に対する支援体制の整備
- 性的マイノリティに対する理解促進と配慮

施策2 生涯を通じた健康に対する総合的な支援

- 妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援体制の充実
- 生涯を通じた健康維持のための検診及び健康相談機能の充実
- 心の健康づくりの推進
- 喫煙・ドラッグ・アルコール依存症などに対する教育

施策3 援助を必要とする人たちへの自立支援

- 障がいのある人が地域で自立して安定した暮らしをしていくための支援体制の充実
- 援助を必要とする高齢者を地域で支える体制の構築
- 在宅介護・看護に対する支援体制の充実
- 複合化、複雑化した課題を包括的に解決する重層的支援体制の充実
- 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実
- 支援対象者の早期把握（アウトリーチ等）

施策4 ひとり親家庭の福祉の充実

- ひとり親家庭等の生活の安定と社会福祉の充実
- ひとり親家庭等の就労支援対策の促進と保育体制の充実
- ひとり親家庭のネットワークづくりの促進

基本目標5

あらゆる暴力・ハラスメントの
根絶

【DV防止基本計画】

【困難女性支援基本計画】

施策1 配偶者等からの暴力（DV）への対策の充実

- 男女がお互いの人権意識を高めるための啓発活動の推進
- 配偶者や元配偶者、パートナー、恋人等からの暴力（DV）に関する啓発・学習機会の提供
- 暴力の被害者に対する相談支援体制の充実

施策2 セクシュアル・ハラスメントへの対策の充実

- セクシュアル・ハラスメントに対する理解の促進
- セクシュアル・ハラスメントに対する相談支援体制の充実

施策3 あらゆる暴力・ハラスメントに対する保護体制の整備と自立支援の強化

- 被害者及び被害者の同伴者に対する一時保護機関の紹介
- 継続した保護体制の整備
- 被害者の自立生活促進に向けた支援体制の整備

施策4 関係機関との連携

- 国及び大阪府との連携・協力体制の強化
- 配偶者暴力相談支援センターとの連携強化

2. 施策の内容

基本目標 1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

【施策1】男女平等についての啓発の推進

男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性もだれもがお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を有することが不可欠です。そうした男女の人権尊重の意識や男女平等意識を育てるために、様々な媒体・機会を通して啓発活動を行っていくことが求められます。

具体的な取組

● 男女平等に関する啓発・広報活動の充実

性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが自分らしい生き方を選択することができるよう、広報紙やホームページ、講演会等の様々な機会を通じて男女共同参画に関する啓発・広報活動を実施します。6月の「男女共同参画推進月間」には役場内に特設コーナー設置し、集中的な啓発を行います。

【施策2】性の区分にとらわれず、個性を尊重した学校教育の推進

性の差別のない社会をつくっていく上で、学校教育の果たす役割は非常に大きなものがあります。アンケート調査の結果をみると、学校教育の場では7割近くが男女の地位について「平等である」と回答していますが、子どもを取り巻く環境の変化等を踏まえ、引き続き学校教育全体を通じて、男女の役割についての固定的な考え方に縛られず、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育んでいます。

具体的な取組

● 男女平等の推進に向けた教育内容の充実

各教科指導や様々な行事を通じて、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、子どもたちが主体的に学び、考え、行動する姿勢を育みます。指導にあたっては、性別に関係なく分け隔てのない対応をし、教育内容の充実に努めていきます。

● 学校教育の場における男女共同参画の推進

男女共同参画について教職員自身の理解が深まるよう、引き続き努めます。

● 発達段階に応じた男女平等の学習の推進

幼児のうちから性の区別にとらわれない意識をはぐくむためにも、保育所（園）・認定こども園・幼稚園等において、男女平等の保育・教育環境をつくとともに、関係機関と連携しながら、保育、幼児教育関係者に対して、男女平等教育を行うための研修や指導の強化を図ります。

【施策3】性の区分にとらわれず、自己実現のできる生涯学習の推進

男女共同参画社会の形成のためには、子どもたちの教育だけでなく、すでに社会で活躍している世代の意識改革が大切になります。そのためにも、社会教育の中で積極的に男女共同参画社会の学習を進める必要があります。

具体的な取組

● 男女共同参画社会の実現のための生涯学習の推進

生涯学習センターなどにおける地域の生涯学習を支援し、男女平等・対等の意識を育てる活動を充実させるとともに、生涯学習の場や学習講座の充実を図ります。

講座の開催にあたっては、働く世代や子育て世代が参加しやすいよう、開催日の調整や託児を設けるなどの工夫に努めます。

また、より多くの人に参加できるよう、町ホームページ等を利用した効果的な情報発信を行います。

【施策4】性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進

アンケート調査の結果をみると、前回の調査結果に比べて、子どもには、性別に関係なく本人の意思を尊重した生き方をしてほしいという考えが強くなっていることが分かります。

一方で、家庭における家事や育児の役割の多くを女性が担っている状況もあります。子どもたちが男女平等意識を身につけ成長するためには、家庭の中で親が性別にとらわれない意識を持つことが重要となることから、引き続き、家庭における男女平等意識を高めるための意識変革を促進する必要があります。

具体的な取組

● 性別にとらわれない子育ての推進

子どもたちが、社会生活においても家庭生活においても、性別にとらわれない自律・自立した生き方ができるよう、子どもたちの未来を見据えた、ジェンダーにとらわれない家庭教育を推進します。

そのために、保育、教育機関、保健福祉機関、図書館、生涯学習センターなどの様々な関係機関・団体と連携し、保護者を対象とした、子どもの個性を尊重する態度を身に付けるための学習機会の提供や、意識啓発を行います。

● 親の家庭教育参加の支援・促進

家庭における教育や育児について親が子育てに積極的に関わることは、子どもの将来に関わる重要なことからでもあり、子育てをすることにより親もともに育っていくことができます。

親が積極的に子育てに関わるためのプログラムの開発や、保健センターにおけるプレママ＆パパ教室の開催など、子育てに積極的に関わる機運を高めるための学習機会の充実を図ります。

【施策5】性の多様性に関する教育・啓発の推進

性別に関わらず、一人ひとりが対等な立場に立ち、お互いの性を尊重することのできる社会の実現のためには、一人ひとりが学校、家庭、地域、職場等の様々な機会を通して「性」の多様性や大切さを学習し、性についての正しい認識をもつことが重要となります。

具体的な取組

● ライフステージに応じた教育の推進

人権尊重、男女平等の視点に立ち、保育園・幼稚園、学校、地域、職場など様々な場所において、ライフステージに応じた教育を実施します。

特に、学校においては各学年の発達段階に応じて内容を検討し、適切な教育を推進していきます。

● 多様な性について理解を深める教育機会の提供

一人ひとりが互いに尊重し合うためには、それぞれの身体の特徴を十分に理解し、性に関する正しい知識を持つことが大切です。

低学年の時期からの学校、家庭、地域社会での教育を通して、性についての理解の推進につなげます。

■ 目標数値

指標	策定時値 (2019)	改訂時値 (2024)	目標値 (2029)
①「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」について否定的*な人の割合 (住民意識実態調査結果より)	61.9%	69.2%	80%
②「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」について否定的*な人の割合 (住民意識実態調査結果より)	37.5%	52.3%	60%

*「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計

基本目標２ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 【女性活躍推進計画】

【施策１】家庭生活における男女の共同責任の促進

アンケート調査の結果をみると、家庭における家事等について「よくしている」割合は、すべての項目において女性が男性を上回っており、特に食事の支度・後片付け、掃除、洗濯についてはほとんどを女性が担っている状況が分かります。

あらゆる分野における女性の活躍に向けては、家庭における男女の役割分担が必要不可欠となります。男性が家事や育児等に積極的に参加できるよう取り組むことが求められます。

具体的な取組

● 男性の家事・育児・介護への参加の促進

男性が家事や育児、介護に積極的に参加できるよう、家事や育児、介護について学ぶことのできる機会を提供し、家庭生活における、家事や育児、介護への男性の参加を促進します。

また、男性の積極的な参加促進にあたっては、本人をはじめ、女性や職場の意識改革を行い、男性が講座等に参加することへの抵抗感を無くしていく必要があります。また、男性自らが交流し育児活動に取り組むなど、様々な機会を通して、男女がともに家事や育児、介護へ参加することについての啓発活動を行います。

● 住民に向けた育児休業・介護休業制度等の取得促進

家庭生活において、男女がともに責任をもって家事や育児、介護を行えるよう、住民に対して、育児休業・介護休業制度等の普及・啓発を行い、取得を促進していきます。

【施策２】働きやすい環境づくり

アンケート調査の結果をみると、就労の場における管理職への登用や育児・介護休業等の取得などについては、男女で差がみられる状況があります。

職業生活における女性のさらなる活躍、そして、一人ひとりが仕事と家庭の調和を実現させるためには、男女がともに働きやすい環境をつくることが必要不可欠となります。

具体的な取組

● 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進

企業に対して、職場における男女平等意識の啓発を行い、雇用の場における男女の均等な取り扱いの推進、女性の能力発揮促進のための支援につなげます。

● ハラスメントに対する啓発と相談体制の充実

職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントをなくすため、企業に対する積極的な啓発・広報活動に取り組みます。

また、ハラスメントに悩んでいる人のために、職場の相談支援体制を充実させることへの協力を事業者に対して求めています。同時に、職場内では相談ができない人に対しては、各種相談窓口に関する情報提供を行います。

● 保育園・放課後児童会における保育内容等の整備

就労形態や家族形態の変化・多様化に対応できるよう保育園や放課後児童会の現状について検討し、定数の見直しなど保育内容の整備や病児保育や一時保育など多様なニーズに対応できる体制整備に努めます。

● 企業に向けた育児休業・介護休業制度等の取得促進

一人ひとりが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、企業に向けた育児休業・介護休業制度等に関する情報提供を行うとともに、従業員の取得促進や職場復帰しやすい職場環境づくりに向けた啓発を行います。

● 自営業における家族従業者や、農業に従事する非雇用労働者への啓発

農業、自営業・中小零細企業、家内労働に従事する女性労働者の健康面や、労働状態などの実態を把握し、就業環境の整備と育成を住民とともに進めます。

■ 目標数値

指標	策定時値 (2019)	改訂時値 (2024)	目標値 (2029)
①「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 (住民意識実態調査結果より)	24.2%	29.6%	70%
②「雇用の機会や働く分野」における男女の地位が 平等だと思う人の割合 (住民意識実態調査結果より)	18.4%	21.8%	30%

基本目標３ 男女共同参画によるまちづくり【女性活躍推進計画】

【施策１】社会活動・地域活動への男女共同参画の推進

だれもが暮らしやすい地域社会を構築していくためには、男女共同参画の視点をもった社会活動・地域活動の推進、性別や年齢が固定化しない組織づくりが求められます。

また、あらゆる分野における女性の活躍推進に向けて、社会活動や地域活動における女性の積極的な参加が期待されています。

具体的な取組

● 男女共同参画を推進するグループへの支援

男女共同参画の推進にあたっては、行政や企業、家庭だけではなく、社会活動や地域活動団体による取組の推進も重要となります。男女共同参画を推進するグループに対しては、各グループの交流促進や情報の提供、活動拠点等の整備・充実を図り、支援を行います。

● 地域活動における男女共同参画の推進

様々な分野で、独自の視点に立って自主的に活動している地域活動は、男女共同参画社会を実現するために大切な存在です。近年では、主に若い世代において地域活動への参加意向が減少している傾向がみられますが、男女がともに積極的にまちづくりに参加できるよう情報の提供と啓発活動を行います。

● 地域活動における意思決定機関への女性の参加の促進

各種団体等の役員人事は、男性優先の慣習に縛られることなく、女性の登用を図り、男女が共同して地域社会の活性化に参画していく機運の醸成を図ります。

また、町会・自治会、PTA、商工会等各種団体への女性の参画を促進していきます。

【施策２】政策・方針決定機関への男女共同参画の推進

これまで、政策・方針決定機関の場は主に男性で構成されてきた傾向がありましたが、政策・方針決定過程への女性の参画は、男女平等を実効性のあるものにするとともに、まちづくりに女性の考えを反映させるためには不可欠な条件です。

政策・方針決定機関への女性の積極的な参画を通して、女性の活躍の機会を拡大させるとともに、男女がともに責任を担い、積極的に参画していくことのできる環境整備が求められます。

具体的な取組

- 審議会委員等への女性の参画促進

審議会等の女性委員の割合を増やし、役員選出に際しては女性委員の積極的な登用を図ります。また、委員の選出に当たっては、必ずしも充て職（団体の長や役職）にとらわれることのない、柔軟な選出方法についても検討します。

- 町政への女性の参画促進

各種団体等の方針決定や、町議会等に女性の参加・参画を促すための情報や機会の提供を図ります。

【施策3】町における女性職員の登用と管理職への登用の促進

あらゆる分野における女性の活躍を推進していくためには、町がモデルケースとなり、率先して取組を行うことが重要となります。

本町において令和6年12月に改訂した「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」に基づき、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進します。

具体的な取組

- 男女職員が多様な経験を積むことができる人事配置の推進

建設・土木や看護職等、男性または女性の職域とされている部門についても、男女平等意識に基づいて配置できるように検討を行います。

なお、人事の評価や配置については、平成28年に策定した「太子町人材育成基本方針」に基づいて実施します。

- 町職員の研修機会の拡大

人権意識に基づく男女平等についての研修等への参加機会を拡大し、男性職員、女性職員とも積極的な参加を促します。

- 女性職員の管理職への積極的な登用の推進

女性職員の管理職への登用を引き続き積極的にすすめるとともに、人材育成にも努めます。

また、女性職員の積極的な採用に向けて、仕事と子育てに励む女性職員の声などを紹介し、女性が活躍できる職場であることを広報やホームページ等で周知します。

■ 目標数値

指標	策定時値 (2019)	改訂時値 (2024)	目標値 (2029)
①庁内の女性管理職（課長補佐以上）の割合*	14.3%	30.8%	35%
②審議会等の女性委員の割合*	19.5%	28.7%	50%

* 4月1日時点

基本目標 4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備 【困難女性支援基本計画】

【施策1】男女の人権に対する理解の促進

様々な不平等や差別を無くし、すべての人権を大切にする文化なしには、男女共同参画の実現はありません。

一人ひとりが互いの人権を尊重することができるような社会をつくるため、引き続き、すべての年代の人に向けて、あらゆる機会を通じた啓発活動を継続していく必要があります。

具体的な取組

● 広報や学習、教育などを通じた人権尊重についての意識啓発の推進

広報による啓発や人権学習の講座などを通して、「人権尊重のまちづくり」をめざします。憲法週間や人権週間には商業施設等と連携した啓発活動や講演会などを実施し、集中的な啓発を行います。

● 人権侵害に苦しむ人々に対する支援体制の整備

職場や家庭、地域などにおいて人権侵害に苦しむ方々に対する相談体制の充実を図ります。人権に関するどのような相談にも対応できるよう、総合相談窓口として人権全般の相談事業を実施します。

相談支援にあたっては、近隣の自治体と連携し窓口の充実を図るとともに、各関係機関と連携して状況の改善を図ります。

● 性的マイノリティに対する理解促進と配慮

学校教育や生涯学習等を通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解の促進に努めます。また、行政窓口等では、性的マイノリティに配慮した対応に努めます。

【施策2】生涯を通じた健康に対する総合的な支援

少子・高齢化が進む中、健康寿命の延伸と健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の構築に向け、生涯を通じた心と身体健康づくりが重要となっています。

また、女性に対しては妊娠から出産、育児までの不安を解消できるよう、切れ目のない支援を行う必要があります。

具体的な取組

● 妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援体制の充実

地域に暮らすあらゆる母子が健やかに生活できるよう、情報提供や相談支援の充実を図り、妊娠期から出産、育児に至るまで、切れ目のない支援を実施します。

● 生涯を通じた健康維持のための検診及び健康相談機能の充実

住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、生涯を通じて健康で生きがいのある生活をおくるために、健康に対する正しい情報提供を行います。

また、地域の医療機関や保健福祉機関等との連携により、定期的な健康診断や生活習慣病の予防、母子の健康づくりへの支援や健康づくりの相談支援を実施します。

● 心の健康づくりの推進

心の健康づくりの推進に向けて、相談窓口の周知を行うとともに、心の健康づくりについての知識と相談技術を持つ人材の育成を図り、相談機能を強化します。また、学校や職場等では、心の健康づくりに関する理解を広めるための啓発活動や学習機会を提供します。

● 喫煙・ドラッグ・アルコール依存症などに対する教育

喫煙やアルコール、ドラッグなどの危険から住民を守るために、とりわけ若年層に向けて薬物等への依存防止の啓発活動を推進するとともに、早期に問題を発見して的確に対応するため、保護者や学校、医療機関、民生委員児童委員などと連携を密にし、街頭パトロールや相談等の活動を推進します。

【施策3】 援助を必要とする人たちへの自立支援

住み慣れた地域の中で、だれもが健康で安心し、いきいきとした生活を送るためには、地域での支えあいが必要であり、地域社会の福祉的機能の充実と福祉ネットワークの形成が必要です。

高齢者や障がいのある人には、介護や支援が必要になっても地域で安心して生活を送ることができるように、地域全体で支える体制を構築する必要があります。

また、課題が複合化し、生活を送る中で困難や生きづらさを抱える相談者に対しては、支援機関・地域の関係者が連携して相談者を受け止め、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備することが必要です。

具体的な取組

● 障がいのある人が地域で自立して安定した暮らしをしていくための支援体制の充実

障がいのある人が地域の中で安定した生活を営むことができるよう、障がい福祉の充実を図るとともに、啓発・広報活動や福祉教育、交流事業を推進し、だれもが安心して豊かに暮らせる地域づくりに取り組みます。

● 援助を必要とする高齢者を地域で支える体制の構築

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、地域生活で何らかの支援が必要な高齢者に対して、ニーズに合ったサービスの提供を行うとともに、地域における介護予防活動、居場所づくり、見守り体制の充実を図り、高齢者の自立生活を支援します。

● 在宅介護・看護に対する支援体制の充実

在宅介護・看護の負担を軽くし、高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、ホームヘルパーや訪問看護師の派遣制度の充実を図るとともに、在宅介護や看護を支える制度について住民への情報提供に努めます。

● 複合化、複雑化した課題を包括的に解決する重層的支援体制の充実

複合的なニーズを抱えた相談者の課題を整理し、必要な支援へのコーディネート及びアウトリーチを重視した伴走型の継続的な支援を実施し、相談者の意思が尊重されながら、それぞれの状況に応じた最適な支援を包括的に提供する体制を整備します。また、相談者が気軽に立ち寄れる場所や自由に悩みを話せる場を提供するとともに、必要に応じて関係機関へつなぎ、必要な支援が受けられるよう調整します。

● 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

女性は、障がいのある人、高齢者、部落差別（同和問題）、外国人、性的マイノリティ等に対する差別や社会的排除の経験に加え、性的な被害や女性特有の問題により、社会的経済的困難等が複合化・複雑化することが多く、これらの困難な問題を抱える女性への支援のため、女性相談支援員の配置及び大阪府女性相談センター等の関係機関や民間団体との連携を強化するとともに、関係機関等が実施する女性相談支援員のスキル向上のための研修等に積極的に参加することで、相談窓口機能の強化に努めます。

● 支援対象者の早期把握（アウトリーチ等）

相談窓口を広く周知し、来所だけでなく、電話やメール等のコミュニケーションツールを活用した相談支援を行うとともに、社会福祉協議会、NPO法人等の民間団体と連携しながらアウトリーチ活動を実施し、支援を必要とする人を早期に把握し、信頼関係を築きながら支援につなげていきます。また、相談窓口だけでなく、地域コミュニティや学校等において、関係機関や女性相談支援員等の周知を行うことで、支援に関する理解を促進し、支援を必要とする人が地域で認知されるよう努めます。

【施策4】ひとり親家庭の福祉の充実

経済面や生活面において困難を抱えるひとり親家庭に対しては、生活安定のためのサポート体制を築いていくことが求められます。

地域で支え合うネットワークの形成と行政サービスを充実させ、生活の安定と自立を支援する必要があります。

具体的な取組

● ひとり親家庭等の生活の安定と社会福祉の充実

ひとり親家庭等支援が必要な家庭に対し、子どもの健やかな成長が実現できるよう、育児・家事支援・短期入所や一時保育など、総合的な支援を充実させることで、生活上の困難な状況を改善します。

特に、経済基盤の弱いひとり親家庭等の自立支援として、児童扶養手当や母子・父子・寡婦福祉資金貸与についての相談や制度についての情報提供を行います。

● ひとり親家庭等の就労支援対策の促進と保育体制の充実

経済的自立が難しいひとり親家庭等に対して、就労相談から就職情報の提供、就労支援講習会の開催や職業能力向上のための訓練などの情報提供を行い、就労による自立を図るために、ハローワークなどと連携をとりながら就労支援を行います。

また、ひとり親家庭等の親や保護者が働きやすくなるよう、保育園における延長保育や休日保育、病児保育や放課後児童会での受入れ、地域での見守り体制の充実など、安心して働くことができる環境づくりに向けて支援を行います。

● ひとり親家庭のネットワークづくりの促進

ひとり親家庭は、子育ての心理的・経済的負担が大きく、また、社会的にも孤立しがちであることから、ひとり親家庭の個別のニーズに応えるとともに、特にひとり親家庭の「自立支援」のための相談、情報提供などこども家庭センター（予定）を中心に体制を充実させます。

また、来所が難しい場合も考えられるため、公的SNS相談窓口の周知も行います。

更に、地域との関わりの少ないひとり親家庭を対象に、地域でのネットワークづくりを支援します。

■ 目標数値

指標	策定時値 (2018)	改訂時値 (2023)	目標値 (2029)
①子育て支援センター利用者数（親・子両方を含む）	1,687人	3,374人	3,500人
②介護予防普及事業の参加者数	4,208人	4,099人	5,000人
③地域介護予防活動支援事業の参加者数	6,414人	9,422人	10,000人
④就労移行支援（障がい福祉計画）	4人	3人	5人

指標	改訂時値 (2024)	目標値 (2029)
⑤女性相談支援員の設置	1人	1人
⑥困難女性支援事業における相談ケース数（累計）	3件	25件
⑦何らかの相談窓口を知っている人の割合 （住民意識実態調査結果より）	86.3%	90.0%

基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

【DV防止基本計画】【困難女性支援基本計画】

【施策1】配偶者等からの暴力（DV）への対策の充実

配偶者等からの暴力（DV）や恋人間の暴力（デートDV）など、異性間における暴力が多様化している現状があります。

国の「第5次男女共同参画基本計画」においても、女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化することが、改めて強調されています。

あらゆる暴力の根絶に向けて、お互いが人権を尊重し合い、あらゆる暴力を阻止するための意識啓発を行う必要があるとともに、被害者が安心して生活を営めるよう、相談支援体制のさらなる充実が求められます。

具体的な取組

● 男女がお互いの人権意識を高めるための啓発活動の推進

暴力は、性別を問わず、被害者の人間としての尊厳を侵害するものです。とりわけ、経済的・社会的に優位に立つことが多い男性から、劣位に立つことが多い女性に向かってふるわれる暴力は、被害者に恐怖と不安を与え、活動を束縛し、自信を失わせて従属的な状況に追い込む結果を招くこともあります。

配偶者や元配偶者、パートナー、恋人等からの暴力（DV）、ストーカー行為、売買春、性犯罪など、あらゆる暴力を防止するために、様々な媒体・機会を活用した啓発活動を推進します。特に、11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」には、集中的な啓発を行います。

● 配偶者や元配偶者、パートナー、恋人等からの暴力（DV）に関する啓発・学習機会の提供

配偶者や元配偶者、パートナー、恋人等からの暴力（DV）の被害者は多くの場合女性であり、暴力を加えることは女性の人権を侵害し、男女共同参画社会の実現の大きな妨げとなります。

配偶者や元配偶者、パートナー、恋人等からの暴力（DV）の実態についての情報を収集・分析し、暴力の現状や対策についての啓発・学習機会の提供などを実施し、あらゆる暴力の根絶をめざします。

● 暴力の被害者に対する相談支援体制の充実

暴力を受けた被害者が安心して相談できるよう、適切に相談が行える体制づくりに努めます。また困難な事案については大阪府女性相談センターなどの相談機関に繋ぎ、適切な支援が受けられるように努めます。

また、暴力の被害者になった人が緊急避難することができる機関や、医学的・心理学的な援助カウンセラーなどによる心のケアを行うための機関など、被害者の状況に応じて、適切な相談機関と連携を強化し、迅速的確な被害者支援に努めます。

日本語による意思疎通が困難な人に対しては、自分の国の言葉による相談ができるよう、民間団体等の協力を得て通訳者を確保するなど、相談体制の充実に努めます。

【施策2】セクシュアル・ハラスメントへの対策の充実

アンケート調査結果をみると、セクシュアル・ハラスメントへの意識は高まりつつあると考えられますが、何かしらのセクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある人も一定数いる状況です。

セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けては、一人ひとりがセクシュアル・ハラスメントへの認識と理解を深められるよう、様々な機会での啓発をしていくことが重要です。また、ハラスメントの被害者に対する相談窓口の周知と相談しやすい環境づくりを行うことが求められます。

具体的な取組

● セクシュアル・ハラスメントに対する理解の促進

セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて、職場や学校など、あらゆる機会においてセクシュアル・ハラスメントへの認識・理解を深めるための啓発・広報活動に取り組みます。

啓発・広報にあたっては、固定的な性別役割分担意識に基づく言動がセクシュアル・ハラスメントの発生の原因や背景にもなることや、性別に関わらず被害者・加害者になり得ることなどについても周知し、ハラスメントの未然防止に努めます。

● セクシュアル・ハラスメントに対する相談支援体制の充実

セクシュアル・ハラスメントに悩んでいる人が早急に安心して相談できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、状況に応じた的確な相談支援ができるよう、相談窓口の質の向上を図ります。

事業者に対しては、職場の相談支援体制を充実させることへの協力を求めています。

【施策3】あらゆる暴力・ハラスメントに対する保護体制の整備と自立支援の強化

暴力やハラスメントの被害者による相談後は、被害者及びその関係者の安全を図るため、被害者に関わる情報の管理等、徹底した保護体制を整備する必要があります。

また、被害者が自立した生活を送ることができるよう、就労に関する情報提供等、様々なサポートを行っていくことが重要です。

具体的な取組

● 被害者及び被害者の同伴者に対する一時保護機関の紹介

被害者やその同伴する家族に適当な緊急の寄宿先がない場合は、さらなる被害を防ぎ、安全な生活を確保するために、本人の意思を尊重した上で、一時保護機関へ繋がます。

● 継続した保護体制の整備

一時保護の後、地域で生活をはじめた被害者については、その状況を踏まえ、引き続き相談支援や自立を支援するための情報提供を継続し、被害者の支援が途切れることのないようにします。

また、加害者が被害者の個人情報等を得られないよう、徹底した配慮を行います。

● 被害者の自立生活促進に向けた支援体制の整備

被害者の生活保護の適用、児童福祉法の規定に基づく母子生活支援施設における保護の実施、同扶養手当の支給等、福祉事務所への相談を進めるなど、生活支援施策についての窓口や手続きなどについて情報提供などを行います。

被害者の自立を支援するため、被害者の状況等に応じて公共職業安定所における職業紹介、職業訓練などの就労支援等に関する情報提供や助言を行います。

また、国民年金や医療保険、子どもの就学や保育等について、担当窓口において適切に対応するとともに、必要に応じて大阪府等の関係機関と協議し対応していきます。

【施策4】関係機関との連携

被害者の保護及び自立支援を円滑に進めるためには、大阪府、町及び関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援など様々な段階において、連携して被害者支援に取り組む必要があります。

具体的な取組

● 国及び大阪府との連携・協力体制の強化

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の推進については、国や大阪府との緊密な連携を図りながら進めていきます。

また、大阪府や医師会、弁護士会などの関係団体や被害者支援団体から構成される「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク会議」を活用し、関係機関、民間団体との連携を図りながら、効果的に施策を推進します。

● 配偶者暴力相談支援センターとの連携強化

大阪府では、配偶者暴力相談支援センターとして、大阪府女性相談センター及び府内子ども家庭センター（児童相談所）6ヶ所が設置されています。

これらの施設と緊密に連携を図り、被害者の保護と自立のための支援を強化していきます。

■ 目標数値

指標	策定時値 (2019)	改訂時値 (2024)	目標値 (2029)
①配偶者や恋人等から「平手でうつ」行為を受けた時、どんな場合でも暴力だと思う人の割合 (住民意識実態調査結果より)	71.6%	71.8%	80%
②配偶者や恋人等から「相手の交友関係や電話を細かく監視する」行為を受けた時、どんな場合でも暴力だと思う人の割合 (住民意識実態調査結果より)	52.8%	56.7%	70%
③「結婚予定や出産予定をたびたび聞くこと」がセクシュアル・ハラスメントだと思う人の割合 (住民意識実態調査結果より)	33.3%	43.9%	50%
④『交際・交友関係が派手だ』などと性的なうわさを流すこと」がセクシュアル・ハラスメントだと思う人の割合（住民意識実態調査結果より）	63.8%	62.6%	80%

第5章

計画の推進体制

1. 庁内推進体制の充実

本町では、平成26年に「太子町男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づいて男女共同参画推進の取組を進めています。

男女共同参画の実現に向けて、関係する様々な施策に男女平等の視点を反映させていくために、担当部局だけではなく、全庁的な取組を進めています。

また、全職員が男女平等の視点に立って施策の推進に向けて取り組むことができるよう、職員に対する意識づくりを進めます。

2. 国や大阪府とのパートナーシップによる取組の推進

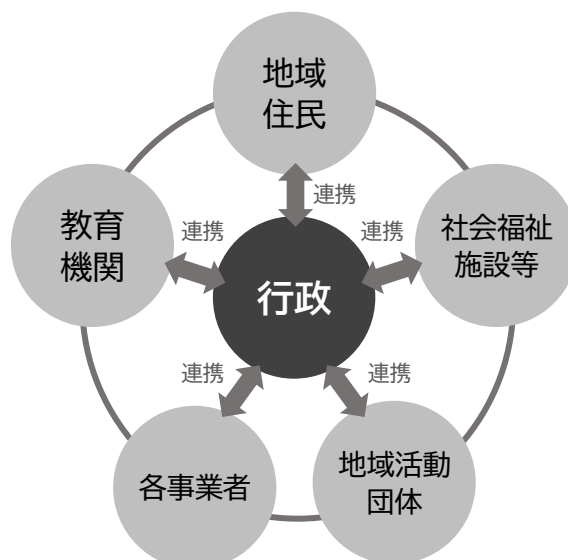
計画の推進にあたっては、法制度の整備や施策の充実について国や大阪府へ働きかけるとともに、相談支援体制の構築、講座やシンポジウムの開催等を通じて、近隣の市町村との連携を図ります。

3. 地域住民、事業者、関係諸団体と連携した取組の推進

計画の推進にあたっては、地域住民をはじめ、様々な分野で自主的な活動を展開する関係諸団体との連携が必要不可欠となります。

また、企業との積極的な連携を通じて、職場に男女平等・対等の考え方を浸透させるとともに、男女がともに働きやすいゆとりある職場づくりや、仕事と家庭を両立できる環境整備の取組を推進します。

【連携した取組の推進イメージ】



4. 計画の進捗管理・評価の推進

計画の適切な進捗管理・評価を行うために、計画期間中、事業の進行状況を評価し、評価結果をもとに改善を図る、PDCAサイクルの仕組みを取り入れます。

計画策定後も、男女共同参画推進懇話会を定期的に開催し、計画の進捗管理・評価を行う場として活用します。

PDCAサイクルとは、計画を策定（Plan）し、これを実行に移し（Do）、その成果を点検し（Check）、これを踏まえて改善し（Action）、さらに次の計画へとつなげていく（Plan）もので、計画の実施に当たっては、PDCAサイクルにより、計画進行管理の仕組みをつくり、遂行していきます。

【PDCAサイクル】

